

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	相模原市 介護保険事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、本市介護保険事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利・利益の保護に取り組んでいることをここに宣言します。

特記事項

評価実施機関名

相模原市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

基本情報
(別添1) 事務の内容
特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
その他のリスク対策
開示請求、問合せ
評価実施手続
(別添3) 変更箇所

基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

事務の名称	介護保険事務		
事務の内容	介護保険は加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としたものである。介護保険に関する事務は、介護保険法(平成9年法律第123号)及び相模原市介護保険条例(平成12年相模原市条例第10号)に基づき、介護保険の資格管理及び保険給付、受給者管理並びに介護保険料の賦課徴収を行う。 相模原市は、以下の事務のうち、上記法令、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号。以下「市番号条例」という。)で定める範囲内において、特定個人情報を取扱う。 [資格管理に関する事務] ・資格取得、喪失管理 ・証発行(被保険者証・資格者証) ・住所地特例適用者管理 [保険料の賦課・収納管理に関する事務] ・保険料賦課決定、収納管理 ・未納保険料督促(催告)、滞納処分 ・保険料減免、徴収猶予の申請受付、審査、決定 ・所得照会、管理 [受給者管理に関する事務] ・認定申請受付、調査、決定(要介護認定・利用者負担減免・特定入所者等) ・証発行(負担割合証・特定入所者認定証等) ・給付制限 [給付管理に関する事務] ・居宅サービス計画届出受付、管理 ・他機関からの給付情報管理(国保連合会、医療保険者等) ・保険給付に係る申請受付、審査、決定、支給 ・自己負担額証明書申請受付、交付		
対象人数	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

システムの名称	介護保険システム
システムの機能	介護保険システムは、介護保険の被保険者の資格、被保険者への給付、介護保険料の賦課等、介護保険に関する情報を保有・管理するシステムである。 [資格管理] ・資格取得、喪失管理機能 ・証発行、管理機能(被保険者証・資格者証) ・住所地特例適用者管理機能 ・適用除外者管理機能 ・他法受給情報管理機能(生活保護、老齢福祉年金等) [賦課・収納管理] ・賦課算定、収納管理機能 ・督促(催告)、滞納処分管理機能 ・減免、徴収猶予管理機能 ・各種通知発行機能 ・納付書発行、管理機能 ・各種照会、管理機能 [受給者管理] ・認定情報管理機能 ・証発行、管理機能(特定入所者・負担割合等) ・各種通知発行機能 ・給付制限管理機能 [給付管理に関する事務] ・居宅サービス計画届出管理機能 ・給付情報管理機能 ・各種証明書、通知発行機能 [その他] ・報告資料等の作成機能
他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [○] その他 (共通基盤システム [] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)

システム2	
システムの名称	中間サーバー
システムの機能	符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、共通基盤システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携機能）を副本として保持・管理する。 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の収集、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。
他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 共通基盤システム ）
システム3	
システムの名称	共通基盤システム
システムの機能	団体内統合宛名管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。 宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。 住登外、法人情報について管理する。 中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。 データ連携機能 庁内連携と中間サーバー連携機能の共通処理となるメッセージ変換を行う。 統合DB機能 各業務データの副本の保持と各業務が共通で利用する情報の管理を行う。 認証機能 共通基盤システムへの認証と各業務システムへのシングルサインオンの制御を行う。 セキュリティ管理機能 アクセスログの管理、データの暗号化、情報の出力制御等を行う。
他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 中間サーバーシステム、各事務システム ）

3. 特定個人情報ファイル名		
資格・賦課・収滞納・受給者・給付情報ファイル(介護保険システム)		
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由		
事務実施上の必要性	介護保険事務の実施にあたり、被保険者資格の取得・喪失管理、適正な賦課、要介護認定、介護サービス等の給付及び介護保険料の徴収のため、住民の所得情報等を正確に把握する必要がある。	
実現が期待されるメリット	個人特定の正確性が向上するとともに、作業の効率化を図ることができる。 賦課の精度が高まり、公平・公正な賦課を実現することができる。 届書及び申請書等(以下「届書等」という。)の提出など、届出及び申請(以下「届出等」という。)に際し、所得証明書等の提示が不要となるなど、住民の負担が軽減する。	
5. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第68号 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条 市番号条例第4条、別表第2第1項の表23の項、及び別表第3の表3の項	
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	[法別表第2における情報提供の根拠] ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」、「介護保険法に規定するその他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれている項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [法別表第2における情報照会の根拠] ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の93の項(介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)、94の項(介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	
7. 評価実施機関における担当部署		
部署	健康福祉局地域包括ケア推進部(介護保険課、緑高齢・障害者相談課、中央高齢・障害者相談課、南高齢・障害者相談課、城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課) 財政局税務部債権対策課、総務局情報政策課 緑区役所 区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所 区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所 区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	
所属長	介護保険課長、債権対策課長、情報政策課長、 緑高齢・障害者相談課長、中央高齢・障害者相談課長、南高齢・障害者相談課長、 城山保健福祉課長、津久井保健福祉課長、相模湖保健福祉課長、藤野保健福祉課長、 緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、相模湖まちづくりセンター所長、藤野まちづくりセンター所長、串川出張所所長、鳥屋出張所所長、青野原出張所所長、青根出張所所長、 中央区役所区民課長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、 南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長	
8. 他の評価実施機関		
-		

(別添1) 事務の内容

別紙(別添1)事務の内容のとおり。

(備考)

特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 資格・賦課・収納・受給者・給付情報ファイル(介護保険システム)	
2. 基本情報	
ファイルの種類	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	本市介護保険の被保険者及び被保険者と同一の世帯に属するもの (被保険者:65歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、または40歳以上65歳未満の医療保険加入者で、本人申請に基づき被保険者証が交付されている者。資格取得後、転出・死亡等により資格喪失した者を含む。)
その必要性	資格管理、賦課決定、収納管理、要介護認定、介護給付費支給等の介護保険事務を行う上で、被保険者の世帯構成や、世帯員を含む所得状況等を正確に把握する必要があるため。
記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照) その他識別情報(内部番号):本市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有(以下「宛名番号」という。) 連絡先等情報:被保険者証の印刷等、介護保険関係情報の管理。徴収事務上の送付や収納管理等直接連絡を必要とするため保有 その他住民票情報:世帯主と被保険者の関係を示す続柄等を保有 地方税関係情報:被保険者の負担割合、保険料賦課額を判定するための所得情報を保有 医療保険関係情報:保険給付、給付費適正化のために保有 生活保護・社会福祉関係情報:被保険者資格、利用者負担段階、保険料段階を判定するために保有 介護・高齢者福祉関係情報:当事務を運用するための介護保険情報等を保有 年金関係情報:利用者負担、保険料賦課額を判定するため。年金特徴による収納のため保有
全ての記録項目	別添2を参照。
保有開始日	平成28年6月
事務担当部署	介護保険課、債権対策課、緑高齢・障害者相談課、中央高齢・障害者相談課、南高齢・障害者相談課、城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課、緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根)、中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝)、南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)

3. 特定個人情報の入手・使用			
入手元		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (市民税課、各生活支援課、国保年金課、区政推進課) [○] 行政機関・独立行政法人等 (神奈川県国民健康保険団体連合会) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) [] 民間事業者 () [] その他 ()	
入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (共通基盤システム)	
入手の時期・頻度		○ 定期的に入手する事務 ・税情報: 年次(4～6月当初時期)・月次 ・国保資格: 月次の頻度で、国保連への受給者台帳を作成時 ・後期高齢資格: 月次の頻度で、国保連への受給者台帳を作成時 ○ 個別的に入手する事務 ・住民異動における届出が行われた時、あるいは、介護保険の資格に関する届出が行われたとき。 ・所得更正、減免申請、要介護認定申請、各種給付費の支払い申請時	
入手に係る妥当性		・介護保険法第9条により定められた被保険者について、番号法第9条に基づき適正かつ正確に個人を特定するために個人番号を入手する。	
本人への明示		介護保険法第12条の規定により、第1号被保険者には届出の義務について規定されている。 介護保険法第202条及び203条の規定により、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者、官公署や年金保険者に対して文書・資料の提供等を求めることができることが規定されている。 地方税法第707条の規定により、賦課徴収に関して必要があるときの質問検査権が規定されている。 地方税法第728条第7項の規定による国税徴収法第141条により、滞納処分に関して必要があるときの質問検査権が規定されている。 介護保険事務に必要な場合は、番号法第14条により本人等から情報の提供を求めることができ、また、同法の別表第2の94の項により、情報提供ネットワークを経由して、情報を取得できることが規定されている。 介護保険法施行規則(厚生労働省令)により届出等の場合の個人番号の入手について規定されている。	
使用目的		資格管理、賦課決定、収滞納管理、要介護認定、介護給付費支給等の介護保険事務を行う上で、被保険者の世帯構成や、世帯員を含む所得状況等を正確に把握する必要があるため。	
		変更の妥当性	-
使用の主体	使用部署	介護保険課、債権対策課、緑高齢・障害者相談課、中央高齢・障害者相談課、南高齢・障害者相談課、城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根)、中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝)、南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	
	使用者数	<選択肢> [100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
使用方法		届書等又は他市町村からの照会書に記載された個人番号の真正性を確認するため、共通基盤システムを通じて、記載された個人番号で検索し確認する。 賦課・給付を行うために必要とする介護保険以外の情報(所得情報等)と突合するために、個人番号を使用する。 転居等により被保険者番号が変更されているなど、同一納付義務者にも関わらず、複数の収納情報・滞納情報が発生していた場合の名寄せを行うために個人番号を利用する。	
		情報の突合	個人番号カード又は通知カード及び本人確認書類の確認により突合を行う。 届書等に記載された個人番号と共通基盤システムを通じて取得した情報を突合する。
		情報の統計分析	資格取得・喪失等の集計、滞納者数・処分件数・事務処理実績の統計は行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。

	権利利益に影響を 与え得る決定	所得額等に基づく介護保険料額の決定 所得額等に基づく介護給付費の負担割合、負担限度額の決定 滞納状況による保険給付の制限等
使用開始日	平成29年1月4日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無		[委託する]	< 選択肢 > 1) 委託する 2) 委託しない 4) 件	
委託事項1		介護保険システム開発・保守・運用		
委託内容		介護保険システムの開発・保守・運用業務		
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	< 選択肢 > 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	< 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲	本市介護保険の被保険者とその世帯員、その属する世帯の生計を主として維持するもの過去に上記に該当していた者で、介護保険法第9条に該当しなくなった、又は介護保険法施行法第11条に該当したことにより被保険者資格を喪失した者とその世帯員		
	その妥当性	介護保険システムの開発・保守・運用業務を実施するため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。		
委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	< 選択肢 > 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁内の作業で取扱うが、提供はしていない。)		
委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。		
委託先名		日本電気株式会社		
再委託	再委託の有無	[再委託する]	< 選択肢 > 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾		
	再委託事項	システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業		

委託事項2		介護保険の保険給付の支給に関する事務
委託内容		国保連合会共同電算処理事務委託・第三者行為損害賠償請求事務委託
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	< 選択肢 > 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	< 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲	要介護認定を受けている被保険者
	その妥当性	対象者に対し正確な給付等を行うため。
委託先における取扱者数		< 選択肢 > 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。
委託先名		神奈川県国民健康保険団体連合会
再委託	再委託の有無	< 選択肢 > 1) 再委託する 2) 再委託しない [再委託しない]
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	

委託事項3		要介護認定結果通知の発送等要介護認定にかかる事務	
委託内容		介護保険要介護認定事務等業務委託	
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲	要介護認定を申請した被保険者	
	その妥当性	対象者に対し迅速な通知等を行うため。	
委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリー [○] 紙 [] その他 ()	
委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。	
委託先名		テンプスタッフ株式会社	
再委託	再委託の有無	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法		
	再委託事項		

委託事項4		共通基盤システムの開発・保守・運用		
委託内容		共通基盤システムの開発・保守・運用業務		
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者を含む。		
	その妥当性	共通基盤システムの開発、保守、運用業務を実施するため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。		
委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()		
委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。		
委託先名		日本電気株式会社		
再委託	再委託の有無	[再委託する]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。		
	再委託事項	システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (14) 件 ☐ 移転を行っている (8) 件 ☐ 行っていない
提供先1	番号法別表第2に掲げる情報照会者(別紙1参照)
法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2(別紙1参照)
提供先における用途	番号法別表第2に掲げる事務(別紙1参照)
提供する情報	番号法別表第2に掲げる特定個人情報(別紙1参照)
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	本市介護保険の被保険者(資格喪失者を含む)とその世帯員、その属する世帯の生計を主として維持するもの
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (共通基盤システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	提供依頼があった都度
移転先1	番号法第9条第2項に基づく条例に定める者(別紙2参照)
法令上の根拠	市番号条例第4条第2項、第3項(別紙2参照)
移転先における用途	市番号条例別表第2第1項、第3項に掲げる事務(別紙2参照)
移転する情報	市番号条例別表第2第1項、第3項に掲げる特定個人情報(別紙2参照)
移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	本市介護保険の被保険者(資格喪失者を含む)とその世帯員、その属する世帯の生計を主として維持するもの
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (共通基盤システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	必要な都度

6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所		< 介護保険システムにおける措置 > 介護保険システムに関するデータについては、入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。 紙媒体や電子媒体による情報は、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管する。 < 共通基盤システムにおける措置 > 入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及び情報システム室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報は、情報システム室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
保管期間	期間	< 選択肢 > 1) 1年未満 4) 3年 7) 6年以上10年未満 10) 定められていない 2) 1年 5) 4年 8) 10年以上20年未満 3) 2年 6) 5年 9) 20年以上 [6年以上10年未満]
	その妥当性	介護保険の届書等については、相模原市公文書管理条例により保管期間は完結した年度の年度末の翌日から起算して5年と定められており、上記の選択肢では6年以上10年未満にあたる。
消去方法		< 介護保険システムにおける措置 > 保管期間が満了となったものは、システムにより消去する。 < 共通基盤システムにおける措置 > 保存期間が満了となったものは、システムにより消去する。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
7. 備考		
-		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 (1)資格・賦課・収滞納・受給者・給付情報ファイルのとおり。

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (7. リスク1 を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 資格・賦課・収滞納・受給者・給付情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	< 運用における措置 > 届書等の受理に際しての本人確認は、顔写真入りの官公署発行の免許証等の提示を求め、所持していない場合は、被保険者証等の名前入りの複数の証明となるものの提示を求めるほか、聴聞等で補足的に確認をしている。ただし、厚生労働省からの通知に基づき、認知症等により自分で個人番号を書類に記入するのが難しく、代理人もいない高齢者に関しては、本人による個人番号の記入を免除し、職員が住民基本台帳等で番号の確認を行い記入をしている。 特定個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集している。 < 共通基盤システムにおける措置 > 団体内統合宛名番号は、宛名情報の個人番号に対して1対1となっている。 同一個人番号が、複数の宛名情報（住登・住登外）にある場合、同じ団体内統合宛名番号を付番している。 不正データ（1対1とまらないデータ）が混入した場合は、目視によるチェックが行える機能により、不正データの是正を行っている。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	< 運用における措置 > 届書等は、届出等に必要の情報のみを記入する様式を印刷し、必要な情報以外は入手しない。 必要な情報以外の記入を防止するため、記入例等の案内書類を整備するとともに窓口対応者が記入方法の説明と内容の確認を行っている。 申告等情報については、あらかじめ法令等により定められた様式で提出させることで必要な情報以外の情報を入手しない。 < 介護保険システムにおける措置 > 不必要な情報へのアクセスを防止するため、データへのアクセスに対して操作権限を定めている。 < 共通基盤システムにおける措置 > 不必要な情報へのアクセスを防止するため、ユーザ単位でアクセス権限を付与している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	< 運用における措置 > 介護保険に関する届出等においては、受付の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認（身元確認）及び委任状の確認を行っている。 < 共通基盤システムにおける措置 > 個人番号利用事務以外では個人番号検索を行えない仕組みであると同時に、個人情報表示時に個人番号にマスキング処理を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	< 運用における措置 > 番号法第16条(本人確認の措置)により、届書等受付の際は、窓口で個人番号カードまたは番号通知カードと他の証明書類(免許証・パスポート等)の提示を受けて本人確認することを徹底している。 代理人による届出等の場合は、上記にあわせて、委任状や相模原市の情報システムなどを用いて記載内容の真正性の確認を行っている。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	< 運用における措置 > 届書等に記載された個人番号については、窓口で個人番号カード・通知カード・個人番号入りの住民票により個人番号の真正性を確認している。 上記による確認が取れない場合、該当者が本市に住所をもつ者であれば共通基盤システムを通じて個人番号の確認を行っている。 相模原市に住所を持たない者の場合は、住基ネットの本人確認情報を検索し、個人番号の確認を行っている。 < 共通基盤システムにおける措置 > 共通基盤システムに提供される個人番号は、担当部署にて真正性が確認された番号のみである。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	< 運用における措置 > 受付時に、届書等に誤りがないか、届出等を行う者に確認している。 介護保険システムへの登録時、必ず複数人で入力・訂正・削除の内容を確認している。 登録に用いた資料は利用時以外、施錠された書庫・キャビネット等に保管している。 < 共通基盤システムにおける措置 > 共通基盤システムに提供される個人番号は、担当部署にて真正性が確認された番号のみである。	
その他の措置の内容	< 共通基盤システムにおける措置 > 個人番号に変更が発生しても団体内統合宛名番号に変更はなく、個人番号変更時には変更前と変更後の個人番号を必須として団体内統合宛名番号を管理している。 個人番号の入手にあたっては、チェックデジットを確認している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	< 運用における措置 > 窓口で届出等を行う者が来庁した場合は、カウンターに衝立を設置し隣席からは手元が見えない窓口で職員が対面して届書等を直接収受している。 業務で使用する個人情報を含む届書等の書類は放置せず、利用時以外は施錠された書庫・キャビネット等で保管している。 事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断している。 送付先の誤りなどによる情報漏洩・紛失などを防止するため、郵送により届書等を提出する場合は、相模原市のホームページ・広報紙などで事前に提出先を広く周知している。 介護保険の事務に従事している者に対し、相模原市特定個人情報等の適正な取扱いの確保に関する規程(以下「市特定個人情報等取扱い規程」という。)に基づく情報セキュリティ研修及び教育を実施し、遵守を徹底している。 < 介護保険システムにおける措置 > 利用権限の無い者の利用を防止するため、職員が所有するICカードに、利用できるシステムの範囲や参照できる情報を設定している。 なお、ICカードとは、職員証とは別の、PCへのログイン時に使用するセキュリティカードであり、職員が個人ごとに所有している。カードリーダーにICカードをかざし、パスワードを入力することで、PCにログインすることができる。 < 共通基盤システムにおける措置 > 操作者による認証から認証解除を行うまでの間、システムのアクセス状況や操作内容、データ処理内容等を追跡できるように、時系列に記録したもの(以下、「監査証跡」という。)の記録を行うこととしているため、不適切な操作を抑止する効果を講じている。 不必要な情報へのアクセスを防止するため、ユーザ単位でアクセス権限を付与している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	< 共通基盤システムにおける措置 > 個人番号利用事務以外では個人番号検索を行えない仕組みであると同時に、個人情報表示時に個人番号にマスキング処理を実施している。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	< 介護保険システムにおける措置 > 番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により個人番号を参照できない(個人番号を物理的に表示しない)。また、介護保険システムに対する不要なアクセスを防止するため、アクセス制御対策を実施している。 システム操作に関する操作履歴を記録している。 < 共通基盤システムにおける措置 > 個人番号利用事務以外では個人番号検索を行えない仕組みであると同時に、個人情報表示時に個人番号にマスキング処理を実施している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている] < 選択肢 > 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	< 介護保険システムにおける措置 > 不正利用防止のため、ICカードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限している。 不要な端末からの利用を防止するため、利用できる端末をシステムで管理している。また、端末を管理するシステムにアクセスできる権限を制限している。 介護保険システムを稼動するLANでは、ファイアウォールにより外部からの侵入を防御している。 < 共通基盤システムにおける措置 > 不正利用防止のため、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限している。 不要な端末からの利用を防止するため、利用できる端末をシステムで管理している。 パスワードの適性のチェック、有効期限の管理を行い、3ヶ月に1度、不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施している。 システム間を跨る際は、共通基盤システムのログイン認証時に操作権限の確認を行い、操作権限のないシステムについては、システムのメニュー表示を行わない。 なりすまし防止のため2要素認証(パスワード、生体認証等)を実施している。 共通基盤システムを稼動するLANでは、ファイアウォールにより外部からの侵入を防御している。

アクセス権限の発効・失効の管理		[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	<運用における措置> システム利用課は、更新権限の必要があるか照会権限のみでよいかを判断し、業務に必要なアクセス権限のみをシステム所管課に申請しなければならない。 新規採用者や新規配属者は配属直後に、既所属者に対しても年に1度、毎年セキュリティ教育を実施し、市特定個人情報等取扱い規程の遵守を徹底している。 <介護保険システムにおける措置> アクセス権限の発行は、システム利用課の長が人事異動の度に権限を必要とする対象者について介護保険課長に申請し、申請を認める場合は介護保険課長から情報政策課長にアクセス権限の設定を依頼している。(アクセス権限の管理テーブルは、依頼の度、新規作成する。) <共通基盤システムにおける措置> ユーザ単位で権限付与している。 共通基盤システムにおける権限については、まず、職場の管理職が決定した各職員の事務分担に基づいて、その事務に必要な機能を有するユーザIDごとのシステム権限設定シートを作成している。 情報システム部門の長が、そのシートに基づいてアクセス権限の管理を行い、登録/変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限を与えない。 人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、職場の管理職がシステム権限設定シートを修正し、そのシートに基づいて、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更又は削除している。	
アクセス権限の管理		[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	<介護保険システムにおける措置> アクセス権限の設定を行った際は、情報政策課長は、介護保険課長に対し処理結果について報告を行っている。 <共通基盤システムにおける措置> ユーザ単位でアクセス権限を管理している。 共通基盤システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、情報政策課長が管理を行っている。 ユーザIDやアクセス権限については、情報政策課長が定期的(人事異動時など)に確認を実施することとし、不要となったIDや権限を変更または削除している。	
特定個人情報の使用の記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	<介護保険システムにおける措置> アクセスログによる記録を残し、半年に一度記録を確認する。 介護保険システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡を記録している。(操作者がどの個人に対して照会・異動・証明発行を行ったかを記録) 自動実行等による処理についても、同様に監査証跡を記録している。 監査証跡については、情報政策課長・介護保険課長が検査・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認している。 <共通基盤システムにおける措置> 操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 監査証跡については一定期間保存し、定期的に情報政策課長が検査・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認している。	
その他の措置の内容		-	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	< 事前の手続き等における措置 > 職員は、業務以外の目的で情報システム及びパソコン等の情報機器を使用してはならないことを情報セキュリティポリシーに基づき徹底している。 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき等を除き、保有個人情報を収集するときの取扱目的の範囲を超えて当該実施機関内部若しくは実施機関相互において当該保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならないことを徹底している。 職員以外の委託事業者には、「特定個人情報を含む個人情報の取扱いに関する特記事項」(以下、「契約書特記事項」という。)を契約書に添付し遵守することを定めている。 < 介護保険システム運用における措置 > 市特定個人情報等取扱い規程に則し、主管課の新規採用者や新規配属者は配属直後に、既所属者に対しても年に1度、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施し、その記録を残している。 介護保険システムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動後に介護保険システム利用権限を失効・確認している。 不要となったIDや権限は変更または削除している。 < 共通基盤システムにおける措置 > ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできない仕組みを構築している。 共通基盤システムにおける権限については、まず、職場の管理職が決定した各職員の事務分担に基づいて、その事務に必要な機能を有するユーザIDごとのシステム権限設定シートを作成している。 情報システム部門の長が、そのシートに基づいてアクセス権限の管理を行い、登録/変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行う。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限を与えない。 人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、職場の管理職がシステム権限設定シートを修正し、そのシートに基づいて、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更又は削除している。 共通基盤システムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって共通基盤システムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	< 運用における措置 > バックアップ以外にファイルを複製しないことを、職員・派遣者・委託先に対して徹底している。 < 介護保険システムにおける措置 > 情報セキュリティポリシーに基づき、管理権限を与えられた者以外が行う情報の複製に機能制限を設けている。 < 共通基盤システムにおける措置 > 基幹系システムのデータバックアップ以外に、本番環境不具合時の運用対策として、特定個人情報ファイルが含まれるシステムディスクの複製(コピー)を行っている。 情報システム部門のメンバー以外の複製データへのアクセス権限を制限している。 複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は、2要素認証等の適切な方法で実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
< 運用における措置 > 市特定個人情報等取扱い規程に基づき対応を行っている。		

「 」委託しない

情報保護管理体制の確認	<運用における措置> 外部委託に際しては、市特定個人情報等取扱い規程に従い、情報セキュリティ管理者が業者に対して個人情報保護管理の体制が適切かどうかを確認している。	
-------------	--	--

具体的な制限方法	< 運用における措置 > 委託先は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、業務の着手前に書面により相模原市に報告しなければならない。 年1回以上、委託業者が当該従業員に対し、セキュリティ教育を実施し、実施の記録を介護保険課が確認するなど、市特定個人情報等取扱い規程の遵守を徹底させている。 < 介護保険システムにおける措置 > 2要素認証（ICカード、生体認証等）により使用できる権限を制限している。
-----------------	---

具体的な方法	< 介護保険システムにおける措置 > アクセスログによる記録を残し、半年に一度記録の確認をする。 委託側において利用するユーザーIDについては、職員と同等のログ監視を行い、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行う。
---------------	---

委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	< 運用における措置 > ルールの内容 (1)契約書に次の守秘義務(目的外利用の禁止、他者への提供禁止、契約満了又は解除後も同様)の内容を規定し、契約書特記事項を添付し遵守させている。 (2)契約書特記事項に以下の項目を定めている。 ア 再委託の原則禁止、やむを得ず再委託する必要がある場合の「委託元(介護保険課、情報政策課、以下、委託元)に対する申請及び許諾の手順、再委託先への管理監督義務等 イ 目的外利用及び委託元の承認を得ない他者への提供を禁止 ルール遵守の確認方法 契約書特記事項に定める以下の方法により確認している。なお、委託先が義務を履行しない場合における委託元の契約解除権を定め、実効性を担保している。 (1)作業責任者及び作業従事者に対して秘密保持に関する誓約書を提出させ、委託元に報告している。 (2)実地調査等を行う際における、委託先の協力義務を定め、調査等を実施している。

委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	< 運用における措置 > ルールの内容 契約書特記事項に以下の項目を定めている。 ア 受渡しについて書面により委託元に対して申請し、その承認を得る。 イ 受渡しの手段、日時及び場所は委託元が指定し、委託元に対して個人情報の預り証を提出する。 ウ 返還の方法を委託元が指定し実施する。 ルール遵守の確認方法 委託元が受渡しの手段、日時及び場所を指定し、その上で預り証を受領すること又は返還の方法を委託元が指定して実施することで、受渡し及び返還の実施を委託元が確認している。なお、委託先が義務を履行しない場合における委託元の契約解除権を定め、実効性を担保している。
---	--

特定個人情報の消去ルール	[定めている]	< 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及び ルール遵守の確認方法	< 運用における措置 > ルールの内容 契約書特記事項に以下の内容を定めている。 ア 委託元が指定した方法で消去又は廃棄(以下「消去等」という。)を実施する。 イ 委託先が消去等をするときは、事前に消去等をすべき個人情報等の項目、媒体名、数量、消去等の方法及び処理予定日を書面で委託元に申請し、その承認を得る。 ウ 委託先は、消去等に際し、委託元が立会いを求めた場合はこれに応じる。 エ 委託先が委託業務において利用する個人情報等を廃棄する場合は、当該情報等が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じる。 オ 委託先が個人情報等の消去を行った後、その日時、担当者名及び消去等の内容を記録し書面により委託元へ報告する。 ルール遵守の確認方法 契約書特記事項に定めた委託元に提出する書面及び消去等を行う際の立会い等により、消去等が行われたことを確認している。なお、委託先が義務を履行しない場合における委託元の契約解除権を定め、実効性を担保している。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	< 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	< 運用における措置 > 契約書及び契約書特記事項に次の内容を規定している。 個人情報等の保護に関する条例等の遵守 安全管理体制の整備 作業場所の特定 従事者の教育実施 知り得た個人情報の秘密保持 再委託範囲の明確化 個人情報管理の徹底 目的外利用の禁止	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	< 運用における措置 > 契約書特記事項に以下の内容を定めている。 やむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、理由、処理する内容、取扱う情報、設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等安全管理措置を委託元に書面により申請し、その承諾を得る。 委託先は、再委託先に原委託に基づく一切の義務を厳守させ、再委託先の全ての行為及びその結果に責任を負う。なお、違反が生じた場合においても、委託先の過失状況に関わらず責任を負う。 委託先は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に定める。 委託先は、再委託先の履行状況の管理及び監督を行い、委託元の求めに応じてその状況を委託元に報告する。	
その他の措置の内容	< 運用における措置 > 相模原市個人情報取扱事務委託基準に基づき対応を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
< 運用における措置 > 個人情報は庁舎外では取扱わせないよう、庁舎内の端末機で作業を行っている。		

5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<運用における措置> 「市特定個人情報等取扱い規程」及び「相模原市特定個人情報等の適正な取扱いの確保に関する要綱」に基づき、記録簿で記録している。 <介護保険システムにおける措置> 提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に監査証跡に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録している。 <共通基盤システムにおける措置> 操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録をしている。 不必要な情報へのアクセスを防止するため、ユーザ単位でアクセス権限を付与している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<運用における措置> 番号法、市番号条例その他法令に基づき提供・移転に係る可否を判定している。 同一機関内における特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に依頼を提出させ、依頼の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供している。	
その他の措置の内容	<運用における措置> 市特定個人情報等取扱い規程に定める情報セキュリティ事故への対応に従う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<事前の手続等における措置> 通常のデータの提供・移転は情報提供ネットワークまたは共通基盤システムのみで行っている。 介護保険関係情報の移転依頼が他課からある場合には、依頼する課は、所定の様式にて目的・概要、記録項目などを明記している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<運用における措置> 照会元から指定された検索条件に完全一致する対象の情報のみ提供している。 同一機関内における特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に依頼を提出させ、依頼の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供している。 <共通基盤システムにおける措置> 操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行い、誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスク及び誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクを抑止している。 人為的な誤りを防止するため、通常のデータの提供・移転は情報提供ネットワークまたは共通基盤システムのみとしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<運用における措置> 不要な操作を防止するため、情報照会においてユーザや照会内容が記録されることを周知している。 <共通基盤システムにおける措置> 不要なアクセスを防止するため、認証された個人番号利用事務(システム)のみ共通基盤に接続できる仕組みを構築している。 個人番号関連業務関係者以外のアクセスを防止するため、2要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限している。 情報照会の際は、利用目的の設定を必須としている。また、設定できる利用目的はユーザ権限により制限している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報照会機能(1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(3)では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みを構築している。 (1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<事前の手続等における措置> 適切な認証を受けたもの以外からのアクセスが生じないようにユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設けている。 <ID> 自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない。 <パスワード> パスワードは定期的に変更する。 パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じてはならない。 パスワードを使い回ししない。 <共通基盤システムにおける措置> 情報入手元が中間サーバーであることを確認後、情報を入手している。 通信路セキュリティとしてデータの暗号化を実施している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できる設計としているため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、データを暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3： 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	< 窓口等における措置 > 届書等の受付時に、記載内容等に誤りがないか、届出等を行う者に確認している。 < 共通基盤システムにおける措置 > 共通基盤システムでは、中間サーバーに情報入手要求をする際は、自動的に要求先が中間サーバーとなる仕組みを構築している。 < 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	< 窓口等における措置 > 操作端末の画面は来庁者から見えない位置に配置している。 業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体及び届書等は放置せず、利用時間以外には施錠された書庫・キャビネット等で保管している。 事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断している。 情報を作成する者には、作成途上の情報についても、紛失や流出等の防止を義務付けている。また、情報の作成途上で不要となった情報は消去している。 情報資産を利用する者には、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机上に放置しない等、常時に適切な取扱いを義務付けている。 離席時には、パソコンのモニター画面について、パスワード付スクリーンセーバーの設定やコンピュータロック等適切な措置を講じている。 < 共通基盤システムにおける措置 > 共通基盤システムでは、通信路セキュリティとしてデータの暗号化を実施している。 < 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している()。 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みを構築している。 () 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みを構築している。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	< 共通基盤システムにおける措置 > 不要なアクセスを防止するため、認証された個人番号利用事務(システム)のみ共通基盤に接続できる仕組みとしている。 不正利用の防止のため、2要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限している。 < 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > 情報提供機能()により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みを構築している。 ()情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	< 共通基盤システムにおける措置 > 通信路セキュリティとしてデータの暗号化を実施している。 中間サーバーに接続許可対象システムとして登録することで、中間サーバーへの提供元を共通基盤システムに限定している。 < 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > セキュリティ管理機能()により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施したうえで提供を行う仕組みを構築している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みを構築している。 ()暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	< 事前の手続等における措置 > 介護保険システムに特定個人情報登録の際、複数人で登録内容を確認している。 登録情報の内容に誤りがあった場合は、職権により当該情報を作成・修正している。 < 共通基盤システムにおける措置 > 情報提供相手が中間サーバーであることを確認後、情報提供している。 接続許可対象を制限することで、情報提供のリクエスト受付時にリクエスト元が中間サーバーであることを確認している。 < 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 情報提供データベース管理機能()により、「情報提供データベースへの取り込みデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを、既存業務システムの原本と照合するためのデータを出力する機能を有している。 () 特定個人情報を副本として保存・管理する機能	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<運用における措置> 入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管している。 紙媒体については、利用時以外は施錠された書庫・キャビネット等に保管している。 外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じている。 ・私物等の使用禁止 ・持ち帰り禁止(外部へ持ち出す際には、規定に基づき管理者の承認を受ける。) ・鍵の付いた書庫等での保管 ・台帳による管理 端末については、盗難防止具(鍵付チェーン等)を使用している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。
技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<事前の手続き等における措置> 不正プログラム対策関係のソフトウェアの設定を別に定め、正しく設定されていることを定期的に、又は必要に応じて確認している。 <システム環境における措置> 不正プログラム対策として、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、ウイルスチェックを実施している。 新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームではUTM等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。
バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	-
	再発防止策の内容	-

死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者と死者を区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<運用における措置> 紙媒体の情報は、公文書管理条例による保存期間満了後に、溶解の方法により廃棄を行っている。 <介護保険システムにおける措置> システムでのデータ更新はリアルタイム又はバッチ処理により行っているため、異動情報は即座に又は適宜置き換わっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<運用における措置> 紙媒体の情報は保存期間ごとに保管をし、毎年保存期間満了文書の把握をしている。 <介護保険システムにおける措置> 通常の資格・賦課・収滞納・受給者・給付情報は保存期間満了後に消去している。 滞納処分が執行されている場合、その処分が完納等により解除されてから5年間は保持されている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

その他のリスク対策

1. 監査	
自己点検	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	<相模原市における措置> 1年に1回以上、主管課において内部点検計画を立案し、計画に則ったチェックリストを元に自己点検を実施し、自己点検結果について市特定個人情報等取扱い規程で定める保護管理者への報告を行っている。
監査	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な内容	<相模原市における措置> 1年に1回以上、市特定個人情報等取扱い規程に基づく監査計画を作成し、それに基づく監査を実施している。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	<相模原市における措置> 担当部署において、情報セキュリティに関する知識の向上等に資するための研修を実施している。 ・新規採用職員及び配属1年目の職員を対象とした基礎研修 ・全職員を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修 ・管理職を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修 情報セキュリティ担当部署が次の教育・啓発を行っている。 ・定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発通知を各課へ回覧 ・個人情報保護・情報セキュリティハンドブックによる自己啓発 ・e-ラーニングによる情報セキュリティ研修の実施
3. その他のリスク対策	
-	

開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2 - 11 - 15 042 - 769 - 8331	
請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	
特記事項	市ホームページ上に請求先、請求方法、請求書の様式等を掲載している。	
手数料等	[無 料] < 選択肢 > 1) 有料 2) 無 料 (手数料額、納付方法: 写しの交付を希望する場合は、複写費用を徴収している。)	
個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] < 選択肢 > 1) 行っている 2) 行っていない	
個人情報ファイル名	-	
公表場所	-	
法令による特別の手続	-	
個人情報ファイル簿への不記載等	-	

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 介護保険課 相模原市中央区中央2 - 11 - 15 042 - 707 - 7058
対応方法	問い合わせ受付時に、対応について記録を残す。

評価実施手続

1. 基礎項目評価	
実施日	
しきい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる < 選択肢 > 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
方法	住所、氏名、電話番号、意見を記入の上、直接か郵送、ファクス、Eメールにて聴取。(パブリックコメント手続きに準じて行う。)
実施日・期間	令和3年1月8日から令和3年2月8日まで(32日間)
期間を短縮する特段の理由	-
主な意見の内容	
評価書への反映	-
3. 第三者点検	
実施日	
方法	相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に諮問
結果	
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
提出日	
特定個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月28日	1. 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 所属長	介護保険課長 菅谷貴子、大沢まちづくりセンター所長 薄井卓、津久井まちづくりセンター所長 鈴木克己、青野原出張所長 大熊哲郎、大野北まちづくりセンター所長 大島直人、上溝まちづくりセンター所長 佐藤憲一、大野中まちづくりセンター所長 田中正信、新磯まちづくりセンター所長 新井国師、相武台まちづくりセンター所長 村田典久	介護保険課長 栗山稔、大沢まちづくりセンター所長 網本佳代、津久井まちづくりセンター所長 畑秀雄、青野原出張所長 坂本英治、大野北まちづくりセンター所長 木村達也、上溝まちづくりセンター所長 齊藤規之、大野中まちづくりセンター所長 小宮豊、新磯まちづくりセンター所長 大貫勝、相武台まちづくりセンター所長 角田小百合	事後	重要な修正に当たらない (人事異動による変更)
平成30年9月7日	1. 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 所属長	介護保険課長 栗山稔、情報政策課長 井上隆、緑高齢者相談課長 山本美枝子、南高齢者相談課長 阿部一彦、津久井保健福祉課長 奈良田明美、相模湖保健福祉課長 根岸和泉、藤野保健福祉課長 角田仁、城山まちづくりセンター所長 水野克己、相模湖まちづくりセンター所長 甘利雅弘、串川出張所所長 佐藤尚、鳥屋出張所所長 山崎哲男、青根出張所所長 杉本恵司、麻溝まちづくりセンター所長 光岡淳	介護保険課長 櫻井敬朗、情報政策課長 二瓶行、緑高齢者相談課長 川端啓文、南高齢者相談課長 永田千鶴子、津久井保健福祉課長 佐久間貴子、相模湖保健福祉課長 長島雅典、藤野保健福祉課長 山本美枝子、城山まちづくりセンター所長 岩部正志、相模湖まちづくりセンター所長 田倉五己、串川出張所所長 井上和明、鳥屋出張所所長 長田孝宏、青根出張所所長 井上尚、麻溝まちづくりセンター所長 今井博之	事後	重要な修正に当たらない変更 (人事異動による変更)
令和1年6月13日	1. 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 所属長	介護保険課長 櫻井敬朗、債権対策課長 井出政之、情報政策課長 二瓶行、緑高齢者相談課長 川端啓文、中央高齢者相談課長 宮崎文枝、南高齢者相談課長 永田千鶴子、城山保健福祉課長 有馬真一、津久井保健福祉課長 佐久間貴子、相模湖保健福祉課長 長島雅典、藤野保健福祉課長 山本美枝子、緑区役所区民課長 笹野清美、大沢まちづくりセンター所長 網本佳代、城山まちづくりセンター所長 岩部正志、津久井まちづくりセンター所長 畑秀雄、相模湖まちづくりセンター所長 田倉五己、藤野まちづくりセンター所長 佐藤尚史、串川出張所所長 井上和明、鳥屋出張所所長 長田孝宏、青野原出張所所長 坂本英治、青根出張所所長 井上尚、中央区役所区民課長 田野倉和美、大野北まちづくりセンター所長 木村達也、田名まちづくりセンター所長 長田浩、上溝まちづくりセンター所長 齊藤規之、南区役所区民課長 宮澤容子、大野中まちづくりセンター所長 小宮豊、麻溝まちづくりセンター所長 今井博之、新磯まちづくりセンター所長 大貫勝、相模台まちづくりセンター所長 長田浩美、相武台まちづくりセンター所長 角田小百合、東林まちづくりセンター所長 菊地原真	介護保険課長、債権対策課長、情報政策課長、緑高齢者相談課長、中央高齢者相談課長、南高齢者相談課長、城山保健福祉課長、津久井保健福祉課長、相模湖保健福祉課長、藤野保健福祉課長、緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、相模湖まちづくりセンター所長、藤野まちづくりセンター所長、串川出張所所長、鳥屋出張所所長、青野原出張所所長、青根出張所所長、中央区役所区民課長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長	事後	重要な修正に当たらない変更 (平成31年度1月1日時点より役職名の記載のみに様式変更)
	全体	組織改編に伴う課名等に修正	組織改編に伴う課名等に修正	事後	重要な修正に当たらない変更 (組織改編に伴う課名等修正)
	全体	「本市」という表記を「相模原市」に修正 「ユーザあるいはグループ単位」という表記を「ユーザ単位」に修正 ＜共通基盤システムにおける措置＞に記載されている「共通基盤システムでは」の書き出しを削除 「...できないような...」等の表記を「...防止するため...」等の表記に修正 「...する。」「...行う。」等の表記を「...している。」「...行っている。」等の表記に修正	「本市」という表記を「相模原市」に修正 「ユーザあるいはグループ単位」という表記を「ユーザ単位」に修正 ＜共通基盤システムにおける措置＞に記載されている「共通基盤システムでは」の書き出しを削除 「...できないような...」等の表記を「...防止するため...」等の表記に修正 「...する。」「...行う。」等の表記を「...している。」「...行っている。」等の表記に修正	事前	
	基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の内容	【変更箇所抜粋】 「介護保険法（平成17年法律第123号）」 「[被保険者の介護保険資格管理に関する事務]」以下の記載内容について	【変更箇所抜粋】 「介護保険法（平成9年法律第123号）」 「[資格管理に関する事務]」以下の記載内容について	事前	
	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 システムの機能	【変更箇所抜粋】 「[資格管理]」以下の記載内容について	【変更箇所抜粋】 「[資格管理]」以下の記載内容について	事前	
	基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1第68号 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条 市番号条例第4条、別表第2第1項の表22の項、及び別表第3の表3の項	番号法第9条第1項 別表第1第68号 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条 市番号条例第4条、別表第2第1項の表23の項、及び別表第3の表3の項	事前	
	(別添1)事務の内容	(図)	「別紙(別添1)事務の内容のとおり。」とし、別紙を追加、図を修正。	事前	
	特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用方法	賦課を行うために必要とする介護保険以外の情報(所得情報等)と突合するために、個人番号を使用する。	賦課・給付を行うために必要とする介護保険以外の情報(所得情報等)と突合するために、個人番号を使用する。	事前	
	特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	所得額等に基づき介護保険料額を決定・変更する。 所得額等に基づき介護給付費の自己負担限度額を決定する。 納期限を経過しても納付がない場合、督促状が発布される。督促後も納付が無い場合、滞納処分が行われる。 滞納状況により保険給付の制限等が行われることがある。	所得額等に基づく介護保険料額の決定 所得額等に基づく介護給付費の負担割合、負担限度額の決定 滞納状況による保険給付の制限等	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転提供する情報	介護保険被保険者等資格に関する情報	番号法別表第2に掲げる特定個人情報(別紙1参照)	事前	
	特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転提供する情報の対象となる本人の範囲	本市介護保険の被保険者とその世帯員、その属する世帯の生計を主として維持するもの過去に上記に該当していた者で、介護保険法第9条に該当しなくなった、又は介護保険法施行法第11条に該当したことにより被保険者資格を喪失した者とその世帯員	本市介護保険の被保険者(資格喪失者を含む)とその世帯員、その属する世帯の生計を主として維持するもの	事前	
	特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転提供先1 時期・頻度	照会の都度	提供依頼があった都度	事前	
	特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転移転先における用途	別紙2のとおり	市番号条例別表第2第1項、第3項に掲げる事務(別紙2参照)	事前	
	特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転移転する情報	介護保険の被保険者の資格・収滞納に関する情報	市番号条例別表第2第1項、第3項に掲げる特定個人情報(別紙2参照)	事前	
	特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者	本市介護保険の被保険者(資格喪失者を含む)とその世帯員、その属する世帯の生計を主として維持するもの	事前	
	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 <共通基盤システムにおける措置>における共通の表記	共通基盤システムでは、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えないようにする。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理を実施する。	個人番号利用事務以外では個人番号検索を行えない仕組みであると同時に、個人情報表示時に個人番号にマスキング処理を実施している。	事前	
	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置	<運用における措置> 届書等の受理に際しての本人確認は、顔写真入りの官公署発行の免許証等の提示を求め、所持していない場合は、被保険者証等の名前入りの複数の証明となるものの提示を求めるほか、必要に応じて本人しか知り得ないことの聞き取りを行う。ただし、厚生労働省からの通知により、認知症が進むなどして、自分で個人番号を書類に記入するのが難しく、代理人もいない高齢者に関しては個人番号の記入の免除を認めることにより、誤った個人番号の取得を防止する。 特定個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集する。	<運用における措置> 届書等の受理に際しての本人確認は、顔写真入りの官公署発行の免許証等の提示を求め、所持していない場合は、被保険者証等の名前入りの複数の証明となるものの提示を求めるほか、聴聞等で補足的に確認をしている。ただし、厚生労働省からの通知に基づき、認知症等により自分で個人番号を書類に記入するのが難しく、代理人もいない高齢者に関しては、本人による個人番号の記入を免除し、職員が住民基本台帳等で番号の確認を行い記入をしている。 特定個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、必要な範囲内で、法律に則り、本人又は代理人から証明書類の提示を受けて本人確認及び委任状の確認を徹底している。	事前	
	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外入手することを防止するための措置	必要な情報以外を誤って記載することがないよう、記入例等の案内書類を整備する。	必要な情報以外の記入を防止するため、記入例等の案内書類を整備するとともに窓口対応者が記入方法の説明と内容の確認を行っている。	事前	
	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が入力された内容が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	介護保険システムにおいて賦課決定を行った場合、必ず複数で入力・訂正・削除の内容を確認する。 課税資料等が不正に改ざんされないよう、資料は利用時以外、施錠された書庫・キャビネット等に保管する。	介護保険システムへの登録時、必ず複数で入力・訂正・削除の内容を確認する。 登録に用いた資料は利用時以外、施錠された書庫・キャビネット等に保管する。	事前	
	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4:入手の際に特定個人情報が入力され、紛失するリスク リスクに対する措置の内容 <運用における措置>	郵送により届書等を提出する場合は、本市のホームページ・広報紙などで事前に提出先を広く周知し、送付先の誤りなどによる情報漏洩・紛失などを防止する。 提出された届書等は、利用時以外は施錠された書庫・キャビネット等に保管する。	送付先の誤りなどによる情報漏洩・紛失などを防止するため、郵送により届書等を提出する場合は、相模原市のホームページ・広報紙などで事前に提出先を広く周知している。 ()を削除、削除による項番修正)	事前	

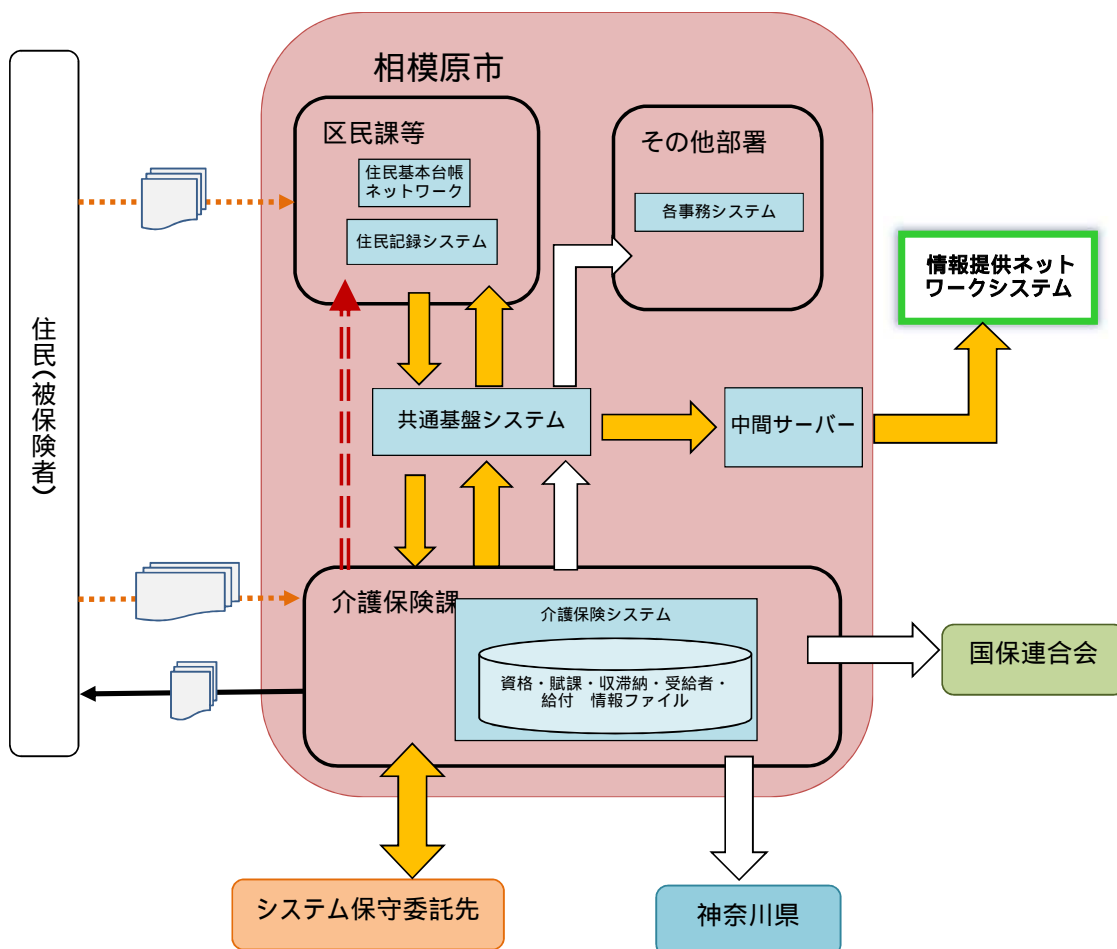
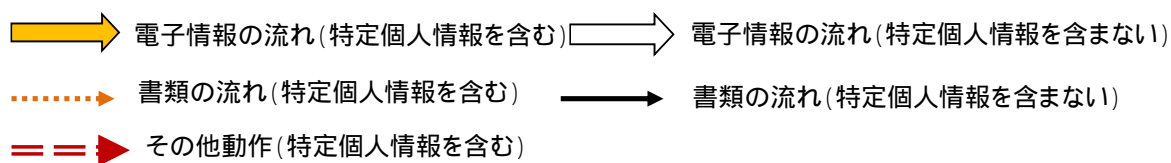
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4:入手の際に特定個人情報が入混じり紛失するリスク リスクに対する措置の内容 <介護保険システムにおける措置>	職員が所有するICカードに、利用できるシステムの範囲や参照できる情報を設定し、ICカードを所有する特定の権限者以外には利用できないような仕組みを構築する。	利用権限の無い者の利用を防止するため、職員が所有するICカードに、利用できるシステムの範囲や参照できる情報を設定している。 なお、ICカードとは、職員証とは別の、PCへのログイン時に使用するセキュリティカードであり、職員が個人ごとに所有している。カードリーダーにICカードをかざし、パスワードを入力することで、PCにログインすることができる。なお、ICカードとは、職員証とは別の、PCへのログイン時に使用するセキュリティカードであり、職員が個人ごとに所有している。カードリーダーにICカードをかざし、パスワードを入力することで、PCにログインすることができる。	事前	
	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<介護保険システムにおける措置> 番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みを構築する(個人番号を物理的に表示しない)。また、介護保険システムに対して、不要なアクセスができないよう、アクセス制御対策を実施する。 介護保険システムにおいて、システム操作に関する操作履歴の記録を実施する。	<介護保険システムにおける措置> 番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により個人番号を参照できない(個人番号を物理的に表示しない)。また、介護保険システムに対する不要なアクセスを防止するため、アクセス制御対策を実施している。 システム操作に関する操作履歴を記録している。	事前	
	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 <介護保険システムにおける措置>	ICカードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。 利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施する。また、端末を管理するシステムにアクセスできる権限を制限する。	不正利用防止のため、ICカードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限している。 不要な端末からの利用を防止するため、利用できる端末をシステムで管理している。また、端末を管理するシステムにアクセスできる権限を制限している。	事前	
	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 <共通基盤システムにおける措置>	共通基盤システムでは、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。 共通基盤システムでは、システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような対策を実施する。 (中略) 共通基盤システムでは、生体認証を実現することで、なりすましの対策を実施する。	不正利用防止のため、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限している。 不要な端末からの利用を防止するため、利用できる端末をシステムで管理している。 (中略) なりすまし防止のため2要素認証(パスワード、生体認証等)を実施している。	事前	
	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発行・失効の管理 <介護保険システムにおける措置>	システム利用課の課長は、人事異動の度にアクセス権限の必要となる全対象者について、介護保険課長に申請する。 介護保険課長は、申請を認める場合、情報政策課長にアクセス権限の設定を依頼する。 情報政策課長は、依頼を受け、アクセス権限の設定を行う。(アクセス権限の管理テーブルは、依頼の度、新規作成する。)	アクセス権限の発行は、システム利用課の長が人事異動の度に権限を必要とする対象者について介護保険課長に申請し、申請を認める場合は介護保険課長から情報政策課長にアクセス権限の設定を依頼している。(アクセス権限の管理テーブルは、依頼の度、新規作成する。)	事前	
	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発行・失効の管理 <共通基盤システムにおける措置>	共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位で権限付与を実施できる機能を構築する。 共通基盤システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、情報政策課長が管理を行い、登録/変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行う。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限を与えない。 人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、情報政策課長が、不要となったIDや権限を変更又は削除する。	ユーザ単位で権限付与している。 共通基盤システムにおける権限については、まず、職場の管理職が決定した各職員の事務分担に基づいて、その事務に必要な機能を有するユーザIDごとのシステム権限設定シートを作成している。 情報システム部門の長が、そのシートに基づいてアクセス権限の管理を行い、登録/変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限を与えない。 人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、職場の管理職がシステム権限設定シートを修正し、そのシートに基づいて、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更又は削除している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク3:従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	<共通基盤システムにおける措置> 共通基盤システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外にはアクセスできないよう対策を実施する。 共通基盤システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、情報政策課長が管理を行うこととし、登録/変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行う。 ユーザIDやアクセス権限については、情報政策課長が定期的(人事異動時など)に確認を実施することとし、不要となったIDや権限を変更または削除する。 共通基盤システムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって共通基盤システムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認する。	<共通基盤システムにおける措置> ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外にはアクセスできない仕組みを構築している。 共通基盤システムにおける権限については、まず、職場の管理職が決定した各職員の事務分担に基づいて、その事務に必要な機能を有するユーザIDごとのシステム権限設定シートを作成している。 情報システム部門の長が、そのシートに基づいてアクセス権限の管理を行い、登録/変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行う。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限を与えない。 人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、職場の管理職がシステム権限設定シートを修正し、そのシートに基づいて、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更又は削除している。 共通基盤システムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって共通基盤システムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。	事前	
	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<運用における措置> 年1回以上、委託業者が当該従業員に対し、セキュリティ教育を実施し、実施の記録を市が確認するなど、市特定個人情報等取扱い規程の遵守を徹底させる。 <介護保険システムにおける措置> ICカード認証により使用できる権限を制限する。	<運用における措置> 委託先は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、業務の着手前に書面により相模原市に報告しなければならない。 年1回以上、委託業者が当該従業員に対し、セキュリティ教育を実施し、実施の記録を介護保険課が確認するなど、市特定個人情報等取扱い規程の遵守を徹底させている。 <介護保険システムにおける措置> 2要素認証(ICカード、生体認証等)により使用できる権限を制限している。	事前	
	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	委託先は、再委託先に原委託に基づく一切の義務を厳守させ、再委託先の全ての行為及びその結果に責任を負う。	委託先は、再委託先に原委託に基づく一切の義務を厳守させ、再委託先の全ての行為及びその結果に責任を負う。なお、違反が生じた場合においても、委託先の過失状況に関わらず責任を負う。	事前	
	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<運用における措置> 同一機関内における特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に依頼を提出させ、依頼の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供する。 <共通基盤システムにおける措置> 通常のデータの提供・移転は情報提供ネットワークまたは共通基盤システムのみとし、不適切な方法を用いた提供・移転を軽減する。	<運用における措置> 照会元から指定された検索条件に完全一致する対象の情報のみ提供する。 同一機関内における特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に依頼を提出させ、依頼の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供する。 <共通基盤システムにおける措置> 人為的な誤りを防止するため、通常のデータの提供・移転は情報提供ネットワークまたは共通基盤システムのみとしている。	事前	
	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 <事前の手續等における措置>	個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取扱う目的を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 職員は、業務以外の目的で情報システム及びパソコン等の情報機器を使用してはならないことを情報セキュリティポリシーに基づき徹底する。	(<事前の手續等における措置> を削除) <運用における措置> 不要な操作を防止するため、情報照会においてユーザや照会内容が記録されることを周知している。	事前	
	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 <共通基盤システムにおける措置>	共通基盤システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必要とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施する。 共通基盤システムでは、2要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外にはアクセスできないよう対策を実施する。	不要なアクセスを防止するため、認証された個人番号利用事務(システム)のみ共通基盤に接続できる仕組みを構築している。 個人番号関連業務関係者以外のアクセスを防止するため、2要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限している。 情報照会の際は、利用目的の設定を必須としている。また、設定できる利用目的はユーザ権限により制限している。	事前	
	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<事前の手續等における措置> 適切な認証を受けたもの以外からのアクセスが生じないようにユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設ける。 <ID> 自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない。 <パスワード> パスワードは定期的に変更する。 パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じてはならない。	<事前の手續等における措置> 適切な認証を受けたもの以外からのアクセスが生じないようにユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設けている。 <ID> 自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない。 <パスワード> パスワードは定期的に変更する。 パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じてはならない。 パスワードを使い回ししない。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4:入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<窓口等における措置> 窓口にて記載された届書等は、利用時以外 は施錠された書庫・キャビネット等に保管する。	<窓口等における措置> (を削除、削除による項番修正)	事前	
	特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5:不正な提供が行われる リスク リスクに対する措置の内容	<事前の手続等における措置> 主管課の長は、業務システムの開発等において他の主管課の長が管理するデータを使用する場合は、あらかじめ使用の目的、範囲及び時期について、ファイル使用承認願を提出し、当該データ主管課の長の承認を受けなければならない。	(削除)	事前	
	特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6:不適切な方法で提供 されるリスク リスクに対する措置の内容	<事前の手続等における措置> 主管課の長は、業務システムの開発等において他の主管課の長が管理するデータを使用する場合は、あらかじめ使用の目的、範囲及び時期について、ファイル使用承認願を提出し、当該データ主管課の長の承認を受けなければならない。	(削除)	事前	
	特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7:誤った情報を提供して しまうリスク、誤った相手に 提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<事前の手続等における措置> 介護保険システムにおいて資格異動や給付 情報を入力する際、複数で入力・訂正・削除の 内容を確認することで誤った特定個人情報を提供 ・移転してしまうことを防ぐ。 万が一内容に誤りがあった場合は、職権により 当該情報を作成・修正することで対応する。	<事前の手続等における措置> 介護保険システムに特定個人情報登録する 際、複数で登録内容を確認する。 登録情報の内容に誤りがあった場合は、職 権により当該情報を作成・修正することで対応 する。	事前	
	特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報が消去 されずいつまでも存在する リスク 消去手順 手順の内容	<運用における措置> 相模原市介護保険事務における特定個人情報 等の適正な取扱いの確保に関する要綱」に より消去(廃棄)手順を定めている。	<運用における措置> 紙媒体の情報は保存期間ごとに保管をし、毎年 保存期間満了文書の把握をする。	事前	
	その他のリスク対策 1.監査 自己点検	<本市における措置> 主管課において内部点検計画を立案し、計画 に則ったチェックリストを元に自己点検を実施 し、自己点検結果について市特定個人情報等 取扱い規程で定める保護管理者への報告を行 う。	<相模原市における措置> 1年に1回以上、主管課において内部点検計画 を立案し、計画に則ったチェックリストを元に自 己点検を実施し、自己点検結果について市特 定個人情報等取扱い規程で定める保護管理者 への報告を行っている。	事前	
	その他のリスク対策 1.監査 監査	<本市における措置> 市特定個人情報等取扱い規程に基づく監査計 画を作成し、それに基づく監査を実施する。	<相模原市における措置> 1年に1回以上、市特定個人情報等取扱い規程 に基づく監査計画を作成し、それに基づく監査 を実施している。	事前	
	別紙1(提供関係)	(別紙1)	項目を追加	事前	
	別紙2(移転関係)	(別紙2)	項目を削除・追加	事前	

別紙(別添1)事務の内容

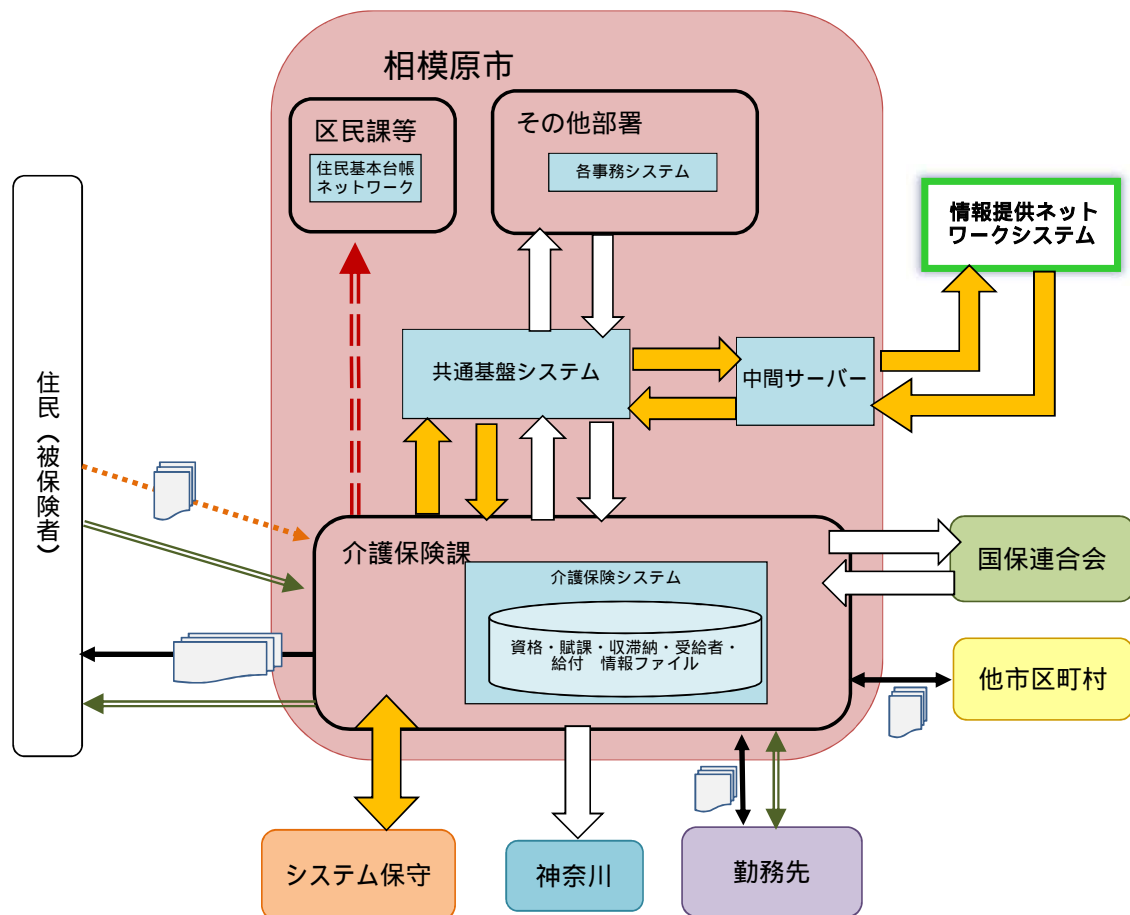
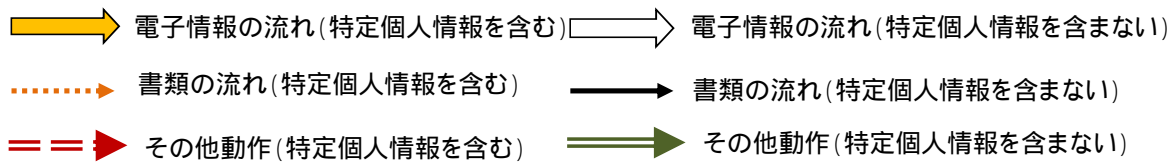
資格(被保険者)情報の管理に関する事務



(備考)

住民異動(資格取得・喪失・世帯状況変更等)の届出の受理、確認
 被用者保険の喪失による資格取得、被用者保険への加入に伴う資格喪失の届出の受理、確認
 住民記録業務への被保険者の介護資格情報の移転(住民基本台帳法第7条)
 被保険者証の交付申請受理、確認及び交付
 住所地特例適用・終了届受理、確認
 提出された届書等に記載された個人番号の真正性確認のため住民基本台帳ネットワークを参照
 (本市に住民票がない者)
 福祉・保健事務への介護資格情報の移転
 被保険者資格情報・異動情報を国保連合会に送付
 資格情報等を情報提供ネットワークを介し提供
 調整交付金資料等の各資料を作成し、神奈川県へ提出
 システムの保守等業務を委託

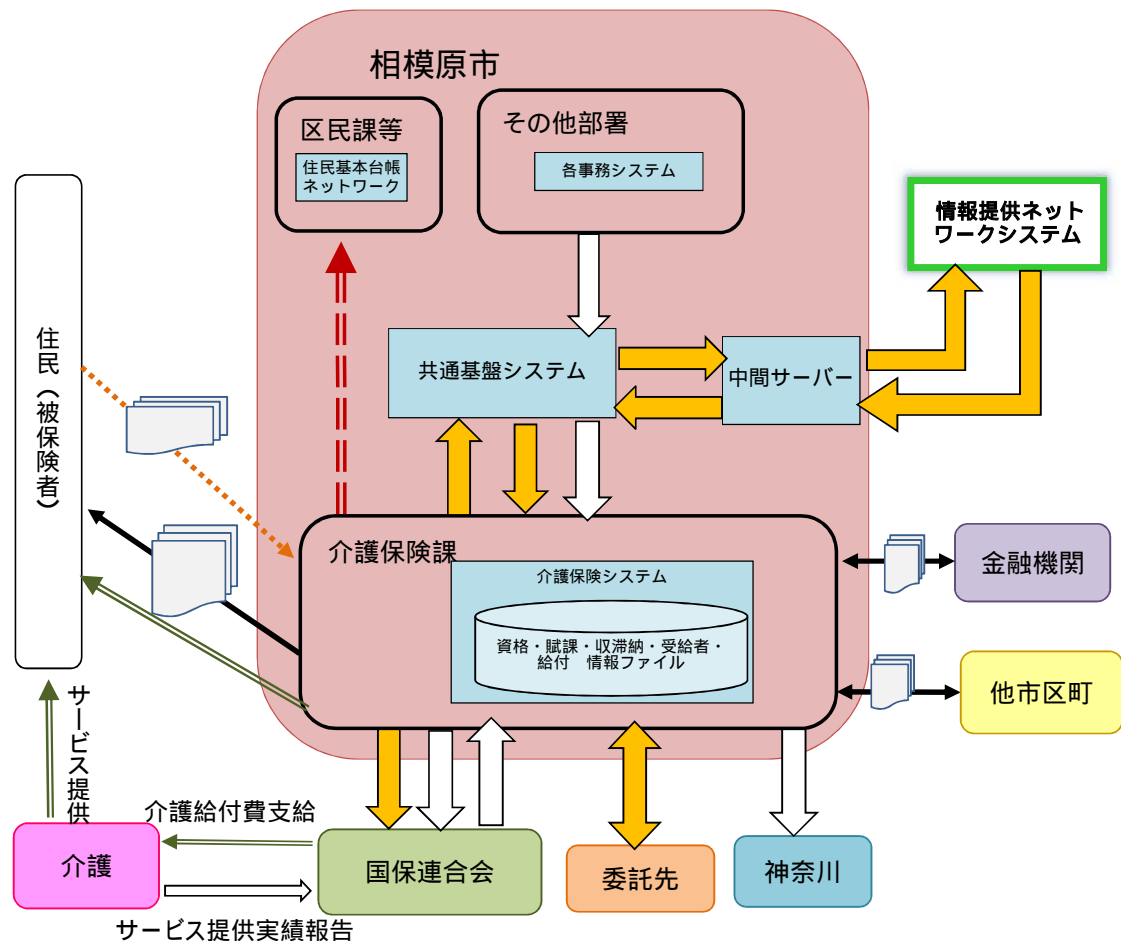
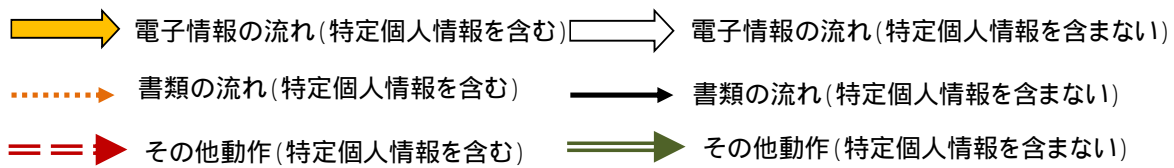
介護保険料の賦課・徴収管理に関する事務



(備考)

介護保険料の算定のための所得の把握(本市担当部署または他市区町村へ個人住民税(所得情報)を確認)
 介護保険料の徴収方法の検討、決定(特別徴収に係る調査等)
 決定した特別徴収対象者の情報を市民税課(個人住民税特別徴収)に通知
 特別徴収の対象となる年金保険者の情報を国保連合会に通知
 (システムで処理された本徴収・仮徴収の依頼データや中止依頼データを再度変換し、国保連に通知)
 介護保険料納入通知書等を送付
 介護保険料を普通徴収(口座振替含む)又は特別徴収の方法で納付
 財務会計に調定情報の報告
 介護保険料の減免または徴収猶予等の申請受理、審査、結果通知の送付
 提出された届書等に記載された個人番号の真正性確認のため住民基本台帳ネットワークを参照
 (本市に住民票がない者)
 賦課情報等を情報提供ネットワークを介し提供
 納期限を経過しても納付しない納付義務者に対し督促状を送付
 なおも納付しない納付義務者に対して催告書を送付
 滞納処分を実施(督促状の期限を経過しても納付しない納付義務者の財産調査、財産の差し押え、差し押さえた財産を換価し滞納介護保険料に充当及びそれらの事実の通知)
 調整交付金資料等の各資料を作成し、神奈川県へ提出
 システムの保守等業務を委託

受給者管理・給付管理に関する事務



(備考)

[受給者管理に関する事務]

認定申請受理(要介護認定、特定入所者認定)、審査、結果通知の送付
 利用者負担軽減申請受理、審査、結果通知の送付
 申請内容審査のための所得・非課税年金等の把握(本市担当部署または他市区町村へ個人住民税等を確認)
 特定入所者認定審査のための金融機関への預金調査

[給付管理に関する事務]

各給付申請の受理、審査、結果通知の送付及び支給
 給付費償還支払実績を国保連合会に送付
 国保連合会からサービス提供実績情報を受領し、過誤・不当の確認
 国保連合会で算定した高額介護サービス費情報を受領し、高額介護サービス費申請勧奨
 国保連合会から高額医療合算介護(介護予防)サービス費データを受領し、被保険者に通知・支給

[共通事項]

提出された届書等に記載された個人番号の真正性確認のため住民基本台帳ネットワークを参照
 (本市に住民票がない者)
 受給者情報等を情報提供ネットワークを介し提供
 調整交付金資料等の各資料を作成し、神奈川県へ提出
 システムの保守等業務を委託
 個人番号が記載された届書等を取扱う一部の事務を委託
 (第三者行為損害賠償請求事務、国保連合会共同電算処理事務、介護保険要介護認定事務等業務)

別紙(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 (1) 資格・賦課・収納・受給者・給付情報ファイル					
	項目名			項目名	
	資格管理機能の主要な項目		60	住所地特例施設退所年月日	
	資格情報		61	住所地特例施設コード	
1	宛名番号			他市町村住所地特例者情報	
2	被保険者番号		62	宛名番号	
3	被保険者種別		63	他市町村住所地特例該当事由	
4	資格取得事由		64	他市町村住所地特例該当年月日	
5	資格取得年月日		65	他市町村住所地特例該当届出年月日	
6	資格取得届出年月日		66	他市町村住所地特例施設入所年月日	
7	資格取得届出者区分		67	他市町村住所地特例非該当事由	
8	資格喪失事由		68	他市町村住所地特例非該当年月日	
9	喪失年月日		69	他市町村住所地特例非該当届出年月日	
10	喪失届出年月日		70	他市町村住所地特例施設退所年月日	
11	喪失届出者区分		71	他市町村住所地特例施設コード	
12	証種別		72	他市町村住所地特例保険者番号	
13	証交付事由		73	他市町村住所地特例被保険者番号	
14	証交付年月日			送付先情報	
15	証交付場所		74	宛名番号	
16	証回収事由		75	登録日	
17	証回収年月日		76	送付先・郵便番号	
18	証有効期限日		77	送付先・カナ氏名	
	適用除外情報		78	送付先・氏名	
19	宛名番号		79	送付先・住所	
20	適用除外該当事由		80	送付先・方書	
21	適用除外該当年月日			住登外情報	
22	適用除外該当届出年月日		81	宛名番号	
23	適用除外非該当事由		82	世帯番号	
24	適用除外非該当年月日		83	登録日	
25	適用除外非該当届出年月日		84	性別	
26	適用除外施設コード		85	生年月日	
	医療保険加入情報		86	続柄	
27	宛名番号		87	国籍コード	
28	医療保険者番号		88	自治省コード	
29	医療保険記号番号		89	郵便番号	
30	医療保険加入年月日		90	電話番号	
31	医療保険脱退年月日		91	カナ氏名	
32	医療保険証有効期限日		92	漢字氏名	
33	医療保険本人扶養区分		93	漢字住所	
	生活保護情報		94	漢字方書	
34	宛名番号		95	個人番号	
35	生活保護開始事由			世帯員情報	
36	生活保護開始年月日		96	世帯番号	
37	生活保護廃止事由		97	宛名番号	
38	生活保護廃止年月日		98	加入事由	
39	生活保護実施機関コード		99	加入年月日	
40	生活保護代理納付		100	加入届出日	
	老齢福祉年金情報		101	離脱事由	
41	宛名番号		102	離脱年月日	
42	老齢福祉年金受給開始事由		103	離脱届出日	
43	老齢福祉年金受給開始年月日			保険料管理機能の主要な項目	
44	老齢福祉年金受給停止事由			保険料賦課情報	
45	老齢福祉年金受給停止年月日		104	被保険者番号	
	公費負担医療情報		105	相当年度	
46	宛名番号		106	宛名番号	
47	公費負担医療区分		107	基準判定所得額	
48	公費負担医療開始事由		108	算出保険料	
49	公費負担医療開始年月日		109	減免区分	
50	公費負担医療終了事由		110	減免事由	
51	公費負担医療終了年月日		111	減免率	
	住所地特例者情報		112	減免申請年月日	
52	宛名番号		113	減免決定年月日	
53	住所地特例適用事由		114	減免開始年月	
54	住所地特例適用年月日		115	減免終了年月	
55	住所地特例適用届出年月日		116	減免額	
56	住所地特例施設入所年月日		117	保険料額	
57	住所地特例適用解除事由		118	特徴中止事由	
58	住所地特例適用解除年月日		119	特徴中止年月日	
59	住所地特例適用解除届出年月日		120	特徴分保険料	

121	特徴仮算分(内)
122	普徴開始事由
123	普徴開始年月
124	普徴分保険料
125	普徴仮算分(内)
126	生活保護最新事由
127	生活保護適用年月
128	老齢福祉年金最新事由
129	老齢福祉年金適用年月
130	特徴開始年月
131	前年度所得段階
132	前年度段階基準額
133	賦課事由
134	賦課決定日
	保険料賦課期別情報
135	被保険者番号
136	相当年度
137	賦課年度
138	徴収区分
139	所得段階区分
140	仮徴収分保険料額
141	仮徴収分発付区分
142	仮徴収分発付年月日
143	本徴収分保険料額
144	本徴収分発付区分
145	本徴収分発付年月日
146	保険料額
147	保険料額(決定額)
148	賦課決定事由
149	賦課決定日
	年金特別徴収情報
150	被保険者番号
151	相当年度
152	基礎年金番号
153	基礎年金番号CD
154	徴収区分
155	所得段階
156	回付先情報市区町村
157	回付先情報取扱機関
158	回付先情報年金保険者
159	回付先情報年金種別
160	特徴対象通知日
161	特別徴収中止事由
162	特別徴収中止年月日
163	普徴開始年月
164	徴収実績
165	特別徴収依頼仮徴収金額
166	特別徴収依頼変更事由
167	特別徴収依頼仮徴収依頼額
168	特別徴収依頼仮徴収依頼額
169	特別徴収依頼本徴収額
170	特別徴収依頼支払回数割
171	特別徴収依頼支払回数割
172	翌年度引継額
173	宛名番号
174	特徴開始年月
175	回付年月
176	通知種別
177	依頼事由
178	依頼情報(市→庁):依頼年月日
179	依頼金額
180	依頼情報(庁→市):通知事由
181	依頼情報(庁→市):通知年月日
182	通知結果

183	回付情報のデータレコード
	年金特別徴収対象者情報
184	被保険者番号
185	市町村コード
186	特別徴収義務者コード
187	通知内容コード
188	特別徴収制度コード
189	作成年月日
190	基礎年金番号
191	年金コード
192	生年月日
193	性別
194	カナ氏名
195	漢字氏名
196	郵便番号
197	カナ住所
198	漢字住所
199	各種区分
200	処理結果
201	各種年月日
202	金額1
203	金額2
204	金額3
205	共済年金証書記号番号
	所得情報
206	宛名番号
207	相当年度
208	給与収入
209	年金収入
210	給与所得
211	営業所得
212	農業所得
213	その他事業所得
214	雑所得(年金)
215	その他所得
216	総所得合計
217	分離短期控除前
218	分離長期控除前
219	他の譲渡所得
220	山林所得
221	退職所得
222	合計所得
223	所得区分
224	申告区分
225	課税コード
226	経過措置フラグ
	受給者管理機能の主要な項目
	申請情報
227	被保険者番号
228	認定申請日
229	認定申請受理日
230	認定申請事由
231	認定申請届出者区分
232	サービス種類指定変更申請理由
233	サービス種類指定変更非該当理由
234	前保険者番号
235	前住所自治体コード
236	申請者氏名(カナ)
237	申請者氏名(漢字)
238	申請届出者住所
239	申請者電話番号
240	申請受付通知日
241	依頼書提出期日
242	主治医医療機関

243	主治医医師
244	訪問調査依頼日
245	訪問調査実施期限
246	訪問調査実施機関
247	訪問調査実施調査員
248	訪問調査実施日
249	医療調査依頼日
250	医療調査実施期限
251	医療調査実施機関
252	医療調査実施医師
253	医療調査実施日
254	特定疾病区分
255	疾病区分
256	一次判定実施日
257	一次判定要介護度
258	二次判定依頼日
259	二次判定日
260	二次判定要介護度
261	認定申請非該当理由
262	認定申請月数
263	認定有効開始日
264	認定有効終了日
265	居宅・旧訪問通所区分支給限度基準額管理開始日
266	居宅・旧訪問通所区分支給限度基準額管理終了日
267	居宅・旧訪問通所区分支給限度基準額
268	旧短期入所区分支給限度基準額管理開始日
269	旧短期入所区分支給限度基準額管理終了日
270	旧短期入所区分支給限度基準額(日数)
271	旧拡大短期入所区分支給限度基準額決定日
272	旧拡大短期入所区分支給限度基準額(日数)
273	留意事項
274	指定サービス種類
275	指定サービス点数
276	利用開始日
277	認定通知日
278	認定日
279	認定申請取下事由
280	申請取下げ日
281	認定取消事由
282	認定処理予定日
283	認定処理延期理由
284	遅延通知日
285	申請宛名番号
286	老健市町村番号
287	老健受給者番号
288	更新申請の延期通知省略同意
	給付制限情報
289	被保険者番号
290	開始依頼受付日
291	滞納保険料開始日
292	滞納保険料終了日
293	滞納保険料額
294	弁明機会の通知日
295	予告通知発行理由
296	弁明書提出期限
297	弁明書受付日
298	弁明内容
299	償還払い開始日
300	償還払い終了日
301	償還払い解除事由
302	償還払い処分通知発行日
303	償還払い解除申請日
304	償還払い解除通知期日
305	差止め開始日
306	差止め開始依頼書受付日
307	差止め終了日
308	差止め解除事由
309	差止め終了依頼書受付日
310	差止め処分通知発行日
311	差止め解除申請日
312	解除処分日

313	一時差止区分コード
314	保険給付支払の一時差止金額
315	減額処理日
316	徴収権消滅期間
317	給付額減額期間
318	処分開始年月日
319	処分終了年月日
320	保険料納付済期間
321	対象徴収権消滅期間開始日
322	対象徴収権消滅期間終了日
323	通知日
324	給付額減額停止発生事由
325	発生期間開始日
326	発生期間終了日
327	停止期間開始日
328	停止期間終了日
	減免・軽減情報
329	被保険者番号
330	減免申請日
331	減免申請事由
332	減免決定日
333	減免申請結果
334	減免申請非該当理由
335	減免開始日
336	減免終了日
337	標準負担額
338	給付率
339	認定証発布日
340	認定証有効期限
341	身体障害者手帳等級
342	特別対策給付率
343	特別対策区分
344	公費受給者番号
345	公費負担者番号
346	減額割合
347	確認番号
348	認定証発布日
	施設入所情報
349	宛名番号
350	施設コード
351	入所日
352	入所事由
353	退所日
354	退所事由
	特定入所者情報
355	被保険者番号
356	特定入所区分
357	特定入所申請日
358	特定入所申請事由
359	入所する居室の種類
360	特定入所決定日
361	特定入所申請結果
362	特定入所申請非該当理由
363	課税層の特例減額措置対象
364	特定入所適用開始日
365	特定入所適用終了日
366	食費負担限度額
367	居住費(1ユニット個室)負担限度額
368	居住費(1ユニット準個室)負担限度額
369	居住費(従来型個室(特養))負担限度額
370	居住費(従来型個室(老健、療養))負担限度額
371	居住費(多床室)負担限度額
372	認定証発布日
373	認定証有効期限
374	利用者負担段階
	給付実績管理機能の主要な項目
	ケアプラン作成依頼情報
375	被保険者番号
376	居宅サービス作成者区分
377	業者依頼届出日
378	居宅サービス計画変更事由

379	事業者番号
380	専門員
381	変更年月日
382	居宅サービス利用有無(小規模多機能型開始月)
383	委託先事業者番号
384	委託先専門員
	給付実績情報(基本)
385	被保険者番号
386	請求明細識別
387	証記載保険者番号
388	サービス提供年月
389	給付実績区分コード
390	事業者番号
391	整理番号
392	公費負担者番号1
393	公費受給者番号1
394	公費負担者番号2
395	公費受給者番号2
396	公費負担者番号3
397	公費受給者番号3
398	生年月日
399	性別コード
400	要介護状態区分コード
401	旧措置者入所特例コード
402	認定有効期間・開始
403	認定有効期間・終了
404	老人保健市町村番号
405	老人保健受給者番号
406	保険者番号(後期)
407	被保険者番号(後期)
408	保険者番号(国保)
409	被保険者証番号(国保)
410	個人番号(国保)
411	計画作成区分コード
412	事業者番号
413	開始年月日
414	中止年月日
415	中止理由コード
416	入所(院)年月日
417	退所(院)年月日
418	入所(院)実日数
419	外泊日数
420	退所(院)後の状態コード
421	保険給付率
422	公費1給付率
423	公費2給付率
424	公費3給付率
425	決定前 サービス単位数
426	決定前 保険請求額
427	決定前 利用者負担額
428	決定前 緊急時施設療養費保険請求合計額
429	決定前 特定診療費保険請求分合計額
430	決定前 特定入所者介護サービス費等請求額
431	決定前 サービス単位数1
432	決定前 公費請求額1
433	決定前 公費本人負担額1
434	決定前 緊急時施設療養費公費請求分合計額1
435	決定前 特定診療保険請求分合計額1
436	決定前 特定入所者介護サービス費等公費請求分1
437	決定前 サービス単位数2
438	決定前 公費請求額2
439	決定前 公費本人負担額2
440	決定前 緊急時施設療養費公費請求分合計額2
441	決定前 特定診療保険請求分合計額2
442	決定前 特定入所者介護サービス費等公費請求分2
443	決定前 サービス単位数3
444	決定前 公費請求額3
445	決定前 公費本人負担額3
446	決定前 緊急時施設療養費公費請求分合計額3
447	決定前 特定診療保険請求分合計額3
448	決定前 特定入所者介護サービス費等公費請求分3

449	決定後 サービス単位数
450	決定後 保険請求額
451	決定後 利用者負担額
452	決定後 緊急時施設療養費保険請求合計額
453	決定後 特定診療費保険請求分合計額
454	決定後 特定入所者介護サービス費等請求額
455	決定後 サービス単位数1
456	決定後 公費請求額1
457	決定後 公費本人負担額1
458	決定後 緊急時施設療養費公費請求分合計額1
459	決定後 特定診療保険請求分合計額1
460	決定後 特定入所者介護サービス費等公費請求分1
461	決定後 サービス単位数2
462	決定後 公費請求額2
463	決定後 公費本人負担額2
464	決定後 緊急時施設療養費公費請求分合計額2
465	決定後 特定診療保険請求分合計額2
466	決定後 特定入所者介護サービス費等公費請求分2
467	決定後 サービス単位数3
468	決定後 公費請求額3
469	決定後 公費本人負担額3
470	決定後 緊急時施設療養費公費請求分合計額3
471	決定後 特定診療保険請求分合計額3
472	決定後 特定入所者介護サービス費等公費請求分3
473	警告区分コード
474	審査年月
	給付実績情報(明細)
475	被保険者番号
476	給付実績明細番号
477	請求明細識別
478	証記載保険者番号
479	サービス提供年月
480	事業者番号
481	整理番号
482	サービス種類コード
483	サービス項目コード
484	単位数
485	日数・回数
486	公費1対象日数・回数
487	公費2対象日数・回数
488	公費3対象日数・回数
489	サービス単位数
490	公費1対象サービス単位数
491	公費2対象サービス単位数
492	公費3対象サービス単位数
493	摘要
494	決定後 単位数
495	決定後 日数・回数
496	決定後 公費1対象日数・回数
497	決定後 公費2対象日数・回数
498	決定後 公費3対象日数・回数
499	決定後 サービス単位数
500	決定後 公費1対象サービス単位数
501	決定後 公費2対象サービス単位数
502	決定後 公費3対象サービス単位数
503	再審査回数
504	過誤回数
505	審査年月
	給付実績情報(所定疾患施設療養)
506	被保険者番号
507	給付実績緊急番号
508	請求明細識別
509	証記載保険者番号
510	サービス提供年月
511	事業者番号
512	整理番号
513	緊急時傷病名1
514	緊急時傷病名2
515	緊急時傷病名3
516	緊急時治療開始年月日1
517	緊急時治療開始年月日2

518	緊急時治療開始年月日3
519	往診日数
520	往診医療機関名
521	通院日数
522	通院医療機関名
523	緊急時治療管理単位数
524	緊急時治療管理日数
525	緊急時治療管理小計
526	リハビリテーション単位数
527	処置単位数
528	手術単位数
529	麻酔単位数
530	放射線治療単位数
531	摘要
532	緊急時施設療養費合計単位数
533	所定疾患施設療養費傷病名1
534	所定疾患施設療養費傷病名2
535	所定疾患施設療養費傷病名3
536	所定疾患施設療養費開始年月日1
537	所定疾患施設療養費開始年月日2
538	所定疾患施設療養費開始年月日3
539	所定疾患施設療養費単位数
540	所定疾患施設療養費日数
541	所定疾患施設療養費小計
542	往診日数
543	通院日数
544	緊急時治療管理単位数
545	緊急時治療管理日数
546	リハビリテーション単位数
547	処置単位数
548	手術単位数
549	麻酔単位数
550	放射線治療単位数
551	所定疾患施設療養費単位数
552	所定疾患施設療養費日数
553	再審査回数
554	過誤回数
555	審査年月
	給付実績情報(特定診療費)
556	被保険者番号
557	給付実績特定番号
558	請求明細識別
559	証記載保険者番号
560	サービス提供年月
561	事業者番号
562	整理番号
563	傷病名
564	識別番号
565	単位数
566	保険請求分回数
567	保険請求分サービス単位数
568	保険請求分合計単位数
569	公費1請求分回数
570	公費1請求分サービス単位数
571	公費1請求分合計単位数
572	公費2請求分回数
573	公費2請求分サービス単位数
574	公費2請求分合計単位数
575	公費3請求分回数
576	公費3請求分サービス単位数
577	公費3請求分合計単位数
578	摘要
579	決定後 単位数
580	決定後 保険請求分回数
581	決定後 保険請求分サービス単位数
582	決定後 保険請求分合計単位数
583	決定後 公費1請求分回数
584	決定後 公費1請求分サービス単位数
585	決定後 公費1請求分合計単位数
586	決定後 公費2請求分回数
587	決定後 公費2請求分サービス単位数

588	公費2請求分合計単位数
589	公費3請求分回数
590	公費3請求分サービス単位数
591	公費3請求分合計単位数
592	摘要
593	決定後 単位数
594	決定後 保険請求分回数
595	決定後 保険請求分サービス単位数
596	決定後 保険請求分合計単位数
597	決定後 公費1請求分回数
598	決定後 公費1請求分サービス単位数
599	決定後 公費1請求分合計単位数
600	決定後 公費2請求分回数
601	決定後 公費2請求分サービス単位数
602	決定後 公費2請求分合計単位数
603	決定後 公費3請求分回数
604	決定後 公費3請求分サービス単位数
605	決定後 公費3請求分合計単位数
606	再審査回数
607	過誤回数
608	審査年月
	給付実績情報(食事)
609	被保険者番号
610	請求明細識別
611	証記載保険者番号
612	サービス提供年月
613	事業者番号
614	整理番号
615	基本食提供費提供日数
616	基本食提供費用提供単価
617	基本食提供費提供金額
618	特別食提供費提供日数
619	特別食提供費提供単価
620	特別食提供費提供金額
621	食事提供延べ日数
622	公費1対象食事提供延べ日数
623	公費2対象食事提供延べ日数
624	公費3対象食事提供延べ日数
625	食事提供費合計
626	標準負担額(月額)
627	食事提供費請求額
628	食事提供費公費請求分1
629	食事提供費公費請求分2
630	食事提供費公費請求分3
631	標準負担額(日額)
632	決定後 基本食提供費用提供単価
633	決定後 特別食提供費用提供単価
634	決定後 食事提供費請求額
635	再審査回数
636	過誤回数
637	審査年月
	給付実績情報(計画)
638	被保険者番号
639	サービス計画費明細行番号
640	請求明細識別
641	証記載保険者番号
642	対象年月
643	事業者番号
644	整理番号
645	指定ノ基準該当サービス区分コード
646	単位数単価
647	居宅サービス計画作成依頼届出年月日
648	サービスコード
649	単位数
650	回数
651	サービス単位数
652	単位数合計
653	請求金額
654	担当介護支援専門員番号
655	摘要
656	決定後単位数

627	決定後回数
628	サービス単位数
629	決定後単位数合計
630	決定後請求金額
631	再審査回数
632	過誤回数
633	審査年月
	給付実績情報(集計)
634	被保険者番号
635	サービス種類コード
636	請求明細識別
637	証記載保険者番号
638	サービス提供年月
639	事業者番号
640	整理番号
641	サービス実日数
642	計画点数
643	限度額管理対象点数
644	限度額管理対象外点数
645	短期入所計画日数
646	短期入所実日数
647	保険請求分点数合計
648	保険請求分点数単価
649	保険請求分請求額
650	保険請求分利用者負担額
651	公費1請求分点数合計
652	公費1請求分請求額
653	公費1請求分本人負担額
654	公費2請求分点数合計
655	公費2請求分請求額
656	公費2請求分本人負担額
657	公費3請求分点数合計
658	公費3請求分請求額
659	公費3請求分本人負担額
660	保険分出来高医療費点数合計
661	保険分出来高医療費請求額
662	保険分出来高医療費利用者負担額
663	公費1出来高医療費点数合計
664	公費1出来高医療費請求額
665	公費1出来高医療費利用者負担額
666	公費2出来高医療費点数合計
667	公費2出来高医療費請求額
668	公費2出来高医療費利用者負担額
669	公費3出来高医療費点数合計
670	公費3出来高医療費請求額
671	公費3出来高医療費利用者負担額
672	決定後 短期入所実日数
673	決定後 保険請求分点数合計
674	決定後 保険請求分請求額
675	決定後 公費1請求分公費分点数
676	決定後 公費1請求分公費分請求額
677	決定後 公費2請求分公費分点数
678	決定後 公費2請求分公費分請求額
679	決定後 公費3請求分公費分点数
680	決定後 公費3請求分公費分請求額
681	決定後 保険分出来高医療費公費分点数
682	決定後 保険分出来高医療費公費分請求額
683	決定後 公費1分出来高医療費公費分点数
684	決定後 公費1分出来高医療費公費分請求額
685	決定後 公費2分出来高医療費公費分点数
686	決定後 公費2分出来高医療費公費分請求額
687	決定後 公費3分出来高医療費公費分点数
688	決定後 公費3分出来高医療費公費分請求額
689	再審査回数
690	過誤回数
691	審査年月
	給付実績情報(社会福法人軽減)
692	被保険者番号
693	サービス種類コード
694	請求明細識別
695	証記載保険者番号

696	サービス提供年月
697	事業者番号
698	整理番号
699	軽減率
700	受領すべき利用者負担の総額
701	軽減額
702	軽減後利用者負担額
703	備考
704	決定後 受領すべき利用者負担の総額
705	決定後 軽減額
706	決定後 軽減後利用者負担額
707	再審査回数
708	過誤回数
709	審査年月
	給付実績情報(特定入所者)
710	被保険者番号
711	給付実績特入番号
712	請求明細識別
713	証記載保険者番号
714	サービス提供年月
715	事業者番号
716	整理番号
717	サービス種類コード
718	サービス項目コード
719	費用単価
720	負担限度額
721	日数
722	公費1日数
723	公費2日数
724	公費3日数
725	費用額
726	保険分請求額
727	公費1負担額(明細)
728	公費2負担額(明細)
729	公費3負担額(明細)
730	利用者負担額
731	費用額合計
732	保険分請求額合計
733	利用者負担額合計
734	公費1負担額合計
735	公費1請求額
736	公費1本人負担月額
737	公費2負担額合計
738	公費2請求額
739	公費2本人負担月額
740	公費3負担額合計
741	公費3請求額
742	公費3本人負担月額
743	決定後 費用単価
744	決定後 日数
745	決定後 公費1日数
746	決定後 公費2日数
747	決定後 公費3日数
748	決定後 費用額
749	決定後 保険分請求額
750	決定後 公費1負担額(明細)
751	決定後 公費2負担額(明細)
752	決定後 公費3負担額(明細)
753	決定後 利用者負担額
754	決定後 費用額合計
755	決定後 保険分請求額合計
756	決定後 利用者負担額合計
757	決定後 公費1負担額合計
758	決定後 公費1請求額
759	決定後 公費1本人負担月額
760	決定後 公費2負担額合計
761	決定後 公費2請求額
762	決定後 公費2本人負担月額
763	決定後 公費3負担額合計
764	決定後 公費3請求額
765	決定後 公費3本人負担月額

766	決定後 費用単価
767	決定後 日数
768	決定後 公費1日数
769	決定後 公費2日数
770	決定後 公費3日数
771	決定後 費用額
772	決定後 保険分請求額
773	決定後 公費1負担額(明細)
774	決定後 公費2負担額(明細)
775	決定後 公費3負担額(明細)
776	決定後 利用者負担額
777	決定後 費用額合計
778	決定後 保険分請求額合計
779	決定後 利用者負担額合計
780	決定後 公費1負担額合計
781	決定後 公費1請求額
782	決定後 公費1本人負担月額
783	決定後 公費2負担額合計
784	決定後 公費2請求額
785	決定後 公費2本人負担月額
786	決定後 公費3負担額合計
787	決定後 公費3請求額
788	決定後 公費3本人負担月額
789	再審査回数
790	過誤回数
791	審査年月
	給付管理票情報
792	被保険者番号
793	給付管理票種別区分コード
794	対象年月
795	事業者番号
796	給付管理票作成年月日
797	被保険者生年月日
798	被保険者性別コード
799	要介護状態区分コード
800	限度額適用期間(開始)
801	限度額適用期間(終了)
802	居宅・介護予防支給限度額
803	居宅サービス計画作成区分コード
804	前月までの給付計画日数
805	指定サービス分小計
806	基準該当等サービス分小計
807	給付計画合計点数/日数
808	担当介護支援専門員番号
809	委託先の居宅介護支援事業者番号
810	委託先の担当介護支援専門員番号
811	給付管理票明細番号
812	事業者番号(サービス事業者)
813	指定/基準該当/地域密着型サービス識別コード
814	サービス種類コード
815	給付計画点数/日数
	給付実績情報(高額)
816	被保険者番号
817	給付実績区分コード
818	請求明細識別
819	証記載保険者番号
820	サービス提供年月
821	受付年月日
822	決定年月日
823	公費1負担者番号
824	公費2負担者番号
825	公費3負担者番号
826	利用者負担額
827	公費1負担額
828	公費2負担額
829	公費3負担額
830	支給額
831	公費1支給額
832	公費2支給額
833	公費3支給額
834	審査年月

	給付実績情報(高額合算)
835	被保険者番号
836	対象年度
837	支給申請書整理番号
838	保険制度コード
839	給付実績作成区分コード
840	保険者番号
841	自己負担額証明書整理番号
842	被保険者証記号
843	被保険者(証)番号
844	申請年月日
845	決定年月日
846	自己負担総額
847	支給額
	過誤依頼情報
848	被保険者番号
849	申立年月日
850	申立者区分コード
851	事業者番号
852	過誤申立事由(様式番号)コード
853	過誤申立事由(理由)コード
854	単位数
855	保険者負担額
856	過誤依頼受付年月日
857	過誤依頼年月日
858	サービス提供年月
859	特定入所者介護費等
860	保険者負担額(特定入所者介護費等)
	再審査依頼情報
861	被保険者番号
862	再審査対象区分
863	給付実績明細番号
864	申立年月日
865	申立者区分コード
866	事業者番号
867	サービス種類コード
868	サービス項目コード
869	再審査申立事由(対象項目)コード
870	再審査申立事由(理由)コード
871	申立点数(食事提供費)
872	再審査結果コード
873	当初請求点数
874	原審点数
875	決定点数
876	調整点数
877	保険者負担額
878	取扱年月
879	再審査依頼受付年月日
880	再審査依頼年月日
881	再審査結果登録年月日
882	サービス提供年月
	償還申請情報
883	整理番号
884	被保険者番号
885	給付種類
886	サービス実施年月
887	支払った期間(開始)
888	支払った期間(終了)
889	受付年月日
890	決定年月日
891	事業者番号
892	本人支払額
893	保険請求額
894	自己負担額
895	支給決定額
896	決定支払額
897	支払方法区分
898	支給区分
899	保険料納付状況区分
900	不支給理由
901	貸付年月日

902	貸付期限
903	貸付額
904	貸付領収額
	福祉用具購入住宅改修明細情報
905	整理番号
906	被保険者番号
907	給付種類
908	事業者番号
909	福祉用具購入年月日
910	福祉用具商品名
911	福祉用具種目コード
912	摘要(品目コード)
913	福祉用具製造事業者名
914	福祉用具販売事業者名
915	住宅改修着工年月日
916	住宅改修事業者名
917	住宅改修を行った住宅の住所
918	住宅改修区分
919	作成者現地確認年月日
920	理由書作成者作成年月日
921	理由書作成者事業者番号
922	理由書作成者資格
923	理由書作成者氏名
924	理由書作成者連絡先
925	保険者確認年月日
926	保険者氏名
927	保険者評価欄
	高額介護サービス費情報
928	被保険者番号
929	世帯集約番号
930	世帯合算区分
931	サービス提供年月
932	受付年月日
933	提供年月日
934	決定年月日
935	本人支払額
936	支給予定金額
937	利用者負担額
938	支給決定額
939	決定支払額
940	支払方法区分
941	支給区分
942	不支給理由
943	貸付年月日
944	貸付期限
945	貸付額
946	貸付領収額
	生保境界層情報
947	宛名番号
948	開始年月日
949	廃止年月日
950	実施機関コード
951	境界層該当措置区分
	共同処理用受給者異動連絡票情報
952	被保険者番号
953	交換情報識別番号
954	異動年月日
955	訂正年月日
956	異動区分コード
957	異動事由
958	証記載保険者番号
959	被保険者氏名(漢字)
960	郵便番号
961	住所(カナ)
962	住所(漢字)
963	電話番号
964	帳票出力順序コード
965	保険給付支払の一時差止の開始年月日
966	保険給付支払の一時差止の終了年月日
967	保険給付支払の一時差止区分コード
968	保険給付支払の一時差止の対象サービス種類コード

969	保険給付支払の一時差止金額
970	世帯主被保険者番号(世帯集約番号)
971	世帯所得区分コード
972	所得区分コード
973	老齢福祉年金受給の有無
974	利用者負担第2段階
975	支給申請書出力の有無
	台帳管理受給者異動連絡票情報
976	被保険者番号
977	交換情報識別番号
978	異動年月日
979	訂正年月日
980	異動区分コード
981	異動事由
982	証記載保険者番号
983	被保険者氏名(カナ)
984	生年月日
985	性別コード
986	資格取得年月日
987	資格喪失年月日
988	老人保健市町村番号
989	老人保健受給者番号
990	公費負担者番号
991	広域連合保険者番号
992	申請種別コード
993	変更申請中区分コード
994	申請年月日
995	みなし要介護区分コード
996	要介護状態区分コード
997	認定有効開始年月日
998	認定有効終了年月日
999	居宅サービス計画作成区分コード
1000	居宅介護支援事業所(介護予防支援事業所)番号
1001	居宅サービス計画適用開始年月日
1002	居宅サービス計画適用終了年月日
1003	訪問通所・介護予防支給限度基準額
1004	訪問通所・介護予防上限管理適用期間開始年月日
1005	訪問通所・介護予防上限管理適用期間終了年月日
1006	短期入所支給限度基準額
1007	短期入所上限管理適用期間開始年月日
1008	短期入所上限管理適用期間終了年月日
1009	公費負担上限額減額の有無
1010	償還払化開始年月日
1011	償還払化終了年月日
1012	給付率引下げ開始年月日
1013	給付率引下げ終了年月日
1014	減免申請中区分コード
1015	利用者負担区分コード
1016	利用者負担給付率
1017	利用者負担適用開始年月日
1018	利用者負担適用終了年月日
1019	標準負担区分コード
1020	標準負担額
1021	標準負担適用開始年月日
1022	標準負担適用終了年月日
1023	有料老人ホームの同意書の有無
1024	特定入所者認定申請中区分コード
1025	特定入所者介護サービス区分コード
1026	課税層の特例減額措置対象
1027	食費負担限度額
1028	居住費(1ユニット個室)負担限度額
1029	居住費(1ユニット準個室)負担限度額
1030	居住費(従来型個室(特養))負担限度額
1031	居住費(従来型個室(老健・療養))負担限度額
1032	居住費(多床室)負担限度額
1033	特定入所者介護サービス適用開始年月日
1034	特定入所者介護サービス適用終了年月日
1035	社福軽減減率
1036	社福軽減適用開始年月日
1037	社福軽減適用終了年月日
1038	居宅サービス利用有無(小規模多機能型開始月)

1039	保険者番号(後期)
1040	被保険者番号(後期)
1041	保険者番号(国保)
1042	被保険者証番号(国保)
1043	個人番号(国保)
	高額医療合算介護サービス費申請情報
1044	対象年度
1045	申請書情報
1046	支給申請書整理番号
1047	提出保険者番号
1048	支給申請区分
1049	支給申請形態
1050	申請代表者情報
1051	申請代表者氏名(漢字)
1052	郵便番号
1053	住所(漢字)
1054	電話番号
1055	申請年月日
1056	自己負担額証明書交付申請の有無
1057	取下事由
1058	取下年月日
1059	申請宛番号
1060	被保険者番号
1061	被保険者情報・氏名(カナ)
1062	被保険者情報・氏名(漢字)
1063	被保険者情報・生年月日
1064	被保険者情報・性別
1065	被保険者情報・所得区分
1066	被保険者情報・70歳以上の者に係る所得区分
1067	被保険者情報・資格喪失年月日
1068	被保険者情報・資格喪失事由
1069	被保険者情報・計算対象期間の始期
1070	被保険者情報・計算対象期間の終期
1071	国保資格情報・保険者番号
1072	国保資格情報・被保険者証記号
1073	国保資格情報・被保険者証番号
1074	国保資格情報・世帯番号
1075	国保資格情報・続柄
1076	国保資格情報・保険者名称(漢字)
1077	国保資格情報・加入期間(開始年月日)
1078	国保資格情報・加入期間(終了年月日)
1079	後期資格情報・保険者番号
1080	後期資格情報・被保険者番号
1081	後期資格情報・広域連合名称
1082	後期資格情報・加入期間(開始年月日)
1083	後期資格情報・加入期間(終了年月日)
1084	介護資格情報・証記載保険者番号
1085	介護資格情報・被保険者番号
1086	介護資格情報・保険者名称
1087	介護資格情報・加入期間(開始年月日)
1088	介護資格情報・加入期間(終了年月日)
1089	支給方法
1090	金融機関コード
1091	店舗コード
1092	種目
1093	口座番号
1094	口座名義人(カナ)
1095	保険者加入歴情報・加入期間(開始年月日)
1096	保険者加入歴情報・加入期間(終了年月日)
1097	保険者加入歴情報・自己負担額証明書整理番号
1098	備考
	高額医療合算介護サービス費自己負担額情報
1099	宛番号
1100	被保険者番号
1101	保険者番号
1102	保険制度コード
1103	対象年度
1104	支給申請書整理番号
1105	自己負担額証明書整理番号
1106	保険者名称
1107	証記号

1108	(証)番号
1109	氏名(カナ)
1110	氏名(漢字)
1111	生年月日
1112	性別
1113	所得区分
1114	70歳以上の者に係る所得区分
1115	突合用後期高齢者医療保険者番号
1116	突合用後期高齢者医療被保険者番号
1117	突合用国民健康保険保険者番号
1118	突合用国民健康保険被保険者証番号
1119	突合用国保被保険者個人番号
1120	異動区分
1121	補正済自己負担額送付区分
1122	計算対象期間・開始年月日
1123	計算対象期間・終了年月日
1124	被保険者期間・開始年月日
1125	被保険者期間・終了年月日
1126	申請年月日
1127	月別自己負担額・自己負担額(確認用)
1128	月別自己負担額・うち70～74歳の者に係る負担額(確認用)
1129	月別自己負担額・自己負担額(証明用)
1130	月別自己負担額・うち70～74歳の者に係る負担額(証明用)
1131	月別自己負担額・高額療養費支給額(70未満)
1132	月別自己負担額・高額療養費支給額(70-74)
1133	月別自己負担額・摘要
1134	合計自己負担額・自己負担額(確認用)
1135	合計自己負担額・うち70～74歳の者に係る負担額(確認用)
1136	合計自己負担額・自己負担額(証明用)
1137	合計自己負担額・うち70～74歳の者に係る負担額(証明用)
1138	合計自己負担額・高額療養費支給額(70未満)
1139	合計自己負担額・高額療養費支給額(70-74)
1140	宛先情報・宛先氏名(漢字)
1141	宛先情報・宛先郵便番号
1142	宛先情報・宛先住所(漢字)
1143	証明書発行者情報・発行年月日
1144	証明書発行者情報・発行者名
1145	証明書発行者情報・郵便番号
1146	証明書発行者情報・住所(漢字)
1147	問い合わせ先情報・郵便番号
1148	問い合わせ先情報・住所(漢字)
1149	問い合わせ先情報・名称(漢字)
1150	問い合わせ先情報・電話番号
1151	計算結果送付先情報・郵便番号
1152	計算結果送付先情報・住所(漢字)
1153	計算結果送付先情報・名称(漢字)
1154	計算結果送付先情報・電話番号
1155	窓口払情報(国保連送付)・窓口払対象者判定コード
1156	窓口払情報(国保連送付)・支払場所
1157	窓口払情報(国保連送付)・支払期間(開始年月日)
1158	窓口払情報(国保連送付)・支払期間(終了年月日)
1159	窓口払情報(国保連送付)・支払期間(開始曜日)
1160	窓口払情報(国保連送付)・支払期間(終了曜日)
1161	窓口払情報(国保連送付)・支払期間(開始時間)
1162	窓口払情報(国保連送付)・支払期間(終了時間)
1163	備考欄
	高額医療合算介護サービス費計算結果情報
1164	被保険者番号
1165	支給申請書整理番号
1166	保険制度コード
1167	対象年度
1168	自己負担額証明書整理番号
1169	支給対象者氏名(カナ)
1170	支給対象者氏名(漢字)
1171	生年月日
1172	性別
1173	保険者番号
1174	被保険者証記号
1175	被保険者(証)番号
1176	計算対象期間開始年月日
1177	計算対象期間終了年月日

1178	世帯負担総額	1247	窓口払情報・支払期間(終了時間)
1179	介護等合算一部負担金等世帯合算額	1248	口座払情報・金融機関コード
1180	70歳以上介護等合算一部負担金等世帯合算額	1249	口座払情報・金融機関名
1181	所得区分	1250	口座払情報・金融機関支店コード
1182	70歳以上所得区分	1251	口座払情報・金融機関支店名
1183	介護等合算算定基準額	1252	口座払情報・口座種目コード
1184	70歳以上介護等合算算定基準額	1253	口座払情報・口座種目名
1185	世帯支給総額	1254	口座払情報・口座番号
1186	うち70歳以上分支給総額	1255	口座払情報・口座名義人(カナ)
1187	按分後支給額	1256	通知書発行者情報・名称
1188	うち70歳以上分按分後支給額	1257	通知書発行者情報・郵便番号
1189	介護低所得者 再計算実施の有無	1258	通知書発行者情報・住所(漢字)
1190	備考	1259	問い合わせ先情報・郵便番号
1191	計算結果連絡先情報・郵便番号	1260	問い合わせ先情報・住所
1192	計算結果連絡先情報・住所	1261	問い合わせ先情報・名称
1193	計算結果連絡先情報・連絡先名称	1262	問い合わせ先情報・電話番号
1194	計算結果連絡先情報・通知年月日	1263	帳票関連付け番号
1195	連絡票発行者情報・発行者名	1264	不服の申し立て先名称
1196	連絡票発行者情報・郵便番号	1265	発行年月日
1197	連絡票発行者情報・住所		明細情報(住所地特例)
1198	計算結果問い合わせ先情報・郵便番号	1266	被保険者番号
1199	計算結果問い合わせ先情報・住所	1267	給付実績明細番号
1200	計算結果問い合わせ先情報・名称	1268	交換情報識別番号
1201	計算結果問い合わせ先情報・電話番号	1269	入力識別番号
1202	計算結果内訳・対象者氏名(漢字)	1270	請求明細識別
1203	計算結果内訳・70歳以上負担額	1271	証記載保険者番号
1204	計算結果内訳・70歳以上按分率	1272	サービス提供年月
1205	計算結果内訳・70歳以上按分率(分子)	1273	事業所番号
1206	計算結果内訳・70歳以上按分率(分母)	1274	整理番号
1207	計算結果内訳・にかかかる支給額	1275	サービス種類コード
1208	計算結果内訳・70歳未満負担額	1276	サービス項目コード
1209	計算結果内訳・+ (-)	1277	単位数
1210	計算結果内訳・按分率	1278	日数・回数
1211	計算結果内訳・按分率(分子)	1279	公費1対象日数・回数
1212	計算結果内訳・按分率(分母)	1280	公費2対象日数・回数
1213	計算結果内訳・に係る支給額	1281	公費3対象日数・回数
1214	計算結果内訳・+	1282	サービス単位数
1215	計算結果内訳・備考欄記載70歳以上負担額(平成20年4月～7月)	1283	公費1対象サービス単位数
1216	計算結果内訳・備考欄記載70歳未満負担額(平成20年4月～7月)	1284	公費2対象サービス単位数
	高額医療合算介護サービス費支給情報	1285	公費3対象サービス単位数
1217	被保険者番号	1286	施設所在保険者番号
1218	対象年度	1287	摘要
1219	支給申請書整理番号	1288	単位数(決定後)
1220	自己負担額証明書整理番号	1289	日数・回数(決定後)
1221	保険制度コード	1290	公費1対象日数・回数(決定後)
1222	宛先・郵便番号	1291	公費2対象日数・回数(決定後)
1223	宛先・住所	1292	公費3対象日数・回数(決定後)
1224	宛先・氏名	1293	サービス単位数(決定後)
1225	被保険者情報・氏名	1294	公費1対象サービス単位数(決定後)
1226	被保険者情報・保険者番号	1295	公費2対象サービス単位数(決定後)
1227	被保険者情報・証記号	1296	公費3対象サービス単位数(決定後)
1228	被保険者情報・証)番号	1297	再審査回数
1229	計算対象期間・開始年月日	1298	過誤回数
1230	計算対象期間・終了年月日	1299	審査年月
1231	申請年月日		収納情報
1232	決定年月日	1300	賦課年度(賦課決定された年度)
1233	自己負担総額	1301	課税年度(本来課税すべき年度)
1234	支給区分コード	1302	科目
1235	支給額	1303	期別
1236	給付の種類	1304	宛名番号
1237	不支給の理由		調停情報
1238	備考	1305	調定額
1239	支払方法区分コード	1306	納期限
1240	窓口払情報・支払場所		納付情報
1241	窓口払情報・支払期間	1307	納付額
1242	窓口払情報・支払期間(開始年月日)	1308	納付年月日
1243	窓口払情報・支払期間(終了年月日)	1309	更新年月日
1244	窓口払情報・支払期間(開始曜日)		
1245	窓口払情報・支払期間(終了曜日)		
1246	窓口払情報・支払期間(開始時間)		

[illegible]

(別紙1) 番号法別表第2に掲げる情報照会者等					
No.	情報照会者	事務	特定個人情報	法令上の根拠	
				(別表第2項番号)	(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める)
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	1	命令第1条
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	2	命令第2条
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	3	命令第3条
4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	4	命令第4条
5	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	5	命令第5条
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	6	命令第6条
7	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	8	命令第7条
8	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	11	命令第10条
9	市町村長	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	17	命令第12条の3
10	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	22	命令第15条
11	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	26	命令第19条
12	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	30	-
13	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	33	命令第22条の2
14	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	39	命令第24条の2
15	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	42	命令第25条

(別紙1) 番号法別表第2に掲げる情報照会者等					
				法令上の根拠	
16	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	43	命令第25条の2
17	市町村長	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	56の2項	命令第30条
18	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	58	命令第31条の2
19	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	61	命令第32条
20	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	62	命令第33条
21	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	80	命令第43条
22	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	81	命令第43条の2
23	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	87	命令第44条
24	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	90	-
25	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	93	命令第46条
26	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、実施地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	94	命令第47条
27	厚生労働大臣又は共済組合等	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	95	-
28	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	97	命令第49条
29	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	108	命令第55条
30	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	109	命令第55条の2

(別紙 1) 番号法別表第 2 に掲げる情報照会者等					
				法令上の根拠	
31	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	117	命令第 5 9 条の 2 の 3
32	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	120	命令第 5 9 条の 3

(別紙2)市番号条例に定める者					
No.	移転先	事務	特定個人情報	法令上の根拠	
				(市番号条例別表第2の項番号)	(市番号条例施行規則)
1	健康福祉局 生活福祉部 各生活支援課（緑、中央、南）	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって、主務省令及び市番号条例で定めるもの	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの	第1項表6	第16条
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	第3項表1	第38条
2	財政局 税務部 市民税課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	第1項表7	第17条
3	健康福祉局 生活福祉部 国保年金課	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	第1項表9	第19条
		高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの	介護保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	第1項表20	第29条
4	健康福祉局 生活福祉部 生活福祉課	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	第1項表22	第31条
5	健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者支援課	児童福祉法による障害児通所支援及び障害児入所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス及び地域生活支援事業等に係る利用者負担について一元的に管理し、その上限額を定めることに関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	第3項表3	第40条